

平成26年（2014年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成26年9月4日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年9月4日（木）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（早退議員）

9 番	奥村武生	10番	東 篤布
-----	------	-----	------

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保 建作	海山総合支所長	上村 康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原 俊也
監 査 委 員	松 永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野 隆志
書 記	奥村 能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

2番 東 貴雄 3番 樋口 泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### 中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

それでは、ただいまから、平成26年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、補正予算や平成25年度の決算を審議する重要な議会であり、また、私たち議員としての任期の最後を飾る意義深い議会定例会であります。

平成22年12月1日から18人の議員でもって、全町民の福祉増進の見地から、十分に審議を尽くされ、町民の要望を施策に反映すべくご努力を賜ってまいりました。いよいよ任期最後の議会定例会を迎え、本年12月1日からは、16人での議会運営となるわけですが、今定例会に提出された議案は、町民生活に重大な関連のある、かつ、その内容も多種多様にわたるものであります。議員各位のご審議により、適切にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものであります。

まだまだ暑さ厳しい折ではありますが、皆様方各位におかれましては、ご慈愛のうえ、議会運営に対しまして格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

### 中本衛議長

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

### 谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読させていただきます。

#### 平成26年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、9月4日、木曜日、9時30分、本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問の受付締切りが午後5時までとなっております。

第2日、9月5日、金曜日、休会、決算特別委員会予定日。

第3日、9月6日、土曜日、休日。

第4日、9月7日、日曜日、休日。

第5日、9月8日、月曜日、休会、決算特別委員会予定日であります。

第6日、9月9日、火曜日、休会、決算特別委員会予備日でございます。

第7日、9月10日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第8日、9月11日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第9日、9月12日、金曜日、休会、常任委員会予定日。

第10日、9月13日、土曜日、休日。

第11日、9月14日、日曜日、休日。

第12日、9月15日、月曜日、休日。

第13日、9月16日、火曜日、休会、常任委員会予備日となっております。

第14日、9月17日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第15日、9月18日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第16日、9月19日、金曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第17日、9月20日、土曜日、休日。

第18日、9月21日、日曜日、休日。

第19日、9月22日、月曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。

続きまして、議事日程を朗読させていただきます。

#### 平成26年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月4日（木曜日）9時30分開議

- |    |            |
|----|------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定      |
| 第3 | 諸般の報告      |
| 第4 | 行政報告       |

- 第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第44号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 議案第45号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第9 議案第46号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第47号 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例
- 第11 議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第12 議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第13 議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第14 議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第57号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第22 認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第2号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第26 認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定について

第27 報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告について

第28 報告第4号 平成25年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

第29 請願案件

以上でございます。

**中本衛議長**

これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1

**中本衛議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

2番 東 貴雄君

3番 樋口 泰生君

のご兩名を指名します。

---

### 日程第2

**中本衛議長**

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月22日までの19日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月4日から9月22日までの19日間とすることに

決定しました。

---

### 日程第3

#### 中本衛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月29日に、議会運営委員会が開催され、9月定例会に関する運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、定例会に提案され受理した案件は、諮問が2件、条例改正、補正予算等一般議案が15件、認定案件が5件、報告が2件の合計22件となっております。

また、請願5件を受理いたしております。

陳情書と要望書については、申し合わせのとおり議員の棚に配付してあります。

次に、決算認定議案の審査においては、議会の申し合わせにより特別委員会を設置して審議することになっています。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は、7名とし、構成については、総務財政常任委員会から2名、教育民生常任委員会から3名、産業建設常任委員会から2名を選出させていただきます。

なお、議案については本日の本会議において追加議案として提出したいと思っております。各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。

なお、通告書の受付は、本日、午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっております。決算認定議案の説明などで会議が長引くことも考えられますので、通告書の締め切り時間には十分に注意してください。

なお、質問の内容については具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成26年度普通会計の7月分と、平成26年度水道事業会計の7月分について、同条第3項の規定によ

り監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書館に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。10月16日、木曜日、午前10時から東紀州農業共済事務組合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、森本教育委員長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

次に、慶弔関係であります。元海山町議会議員の山本弘一さんが、8月20日に、ご逝去されました。山本氏におかれましては、3期12年にわたり、議員として町の発展に多大なご尽力をされました。ご冥福をお祈りいたします。

次に、会議における服装についてであります。

9月30日までの会議は、クールビズを実施することにいたしております。本会議については、上着を着装することとし、ノーネクタイとします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いします。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施します。

また、議員バッジについては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けしないこととします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間で、秋の交通安全運動が展開されます。

議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月25日、午後3時半から紀北教育会館において、交通安全ポスター優秀作品表彰式に引き続き、交通安全パレードが行われることとなっております。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、10日から12日までの3日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。



## 日程第4

### 中本衛議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、8月31日に実施した紀北町防災訓練についてでございます。

今回の防災訓練はマグニチュード9.0以上、沿岸部震度7、内陸部震度6強の南海トラフ巨大地震の発生、それに伴う10m以上の大津波の来襲という想定のもと実施をいたしました。

各自主防災会におきまして、その想定を踏まえ高台への避難を重点に訓練を行っていただきました。

当日の各地区の参加者数は、4,405人で、昨年の4,364人と比較し41人、0.9%増と昨年より僅かながら増加しているところでございます。また、消防団員や両消防署員、役場の職員の参加者数は約400名で、昨年とほぼ同数でございました。

さらに、今回は国土交通省中部地方整備局と広域連携防災訓練といたしまして、前柱、出垣内地区での避難訓練と、被災自治体支援班（通称リエゾン）派遣訓練及び映像通信訓練についても実施をいたしました。

今後も、町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防・行政機関などの相互の連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただき、大変ありがとうございました。

以上、ご報告をさせていただきます。9月定例会あたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

**中本衛議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第5～日程第9

**中本衛議長**

お諮りします。

日程第5 諮問第3号から、日程第9 議案第46号までの5件については、人事案件であるため、会議規則第39号第3項の規定により、委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号ほか4件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

人事案件5件については、提案者より提案理由の説明を求めため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の海山区白浦11番地2、廣瀬梅代氏が、本年12月31日をもって任期満了と

なります。同氏におかれましては、平成21年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、子ども等の人権擁護に理解があり、日ごろ地域に根ざした活動を行っている同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものであります。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の紀伊長島区島原3534番地、上野まみ氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成21年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、老人福祉施設での経験を生かし、常に人権意識の向上と積極的な態度をもって職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものであります。議案第44号から、議案第46号までの紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての議案3案件であります。現紀北町固定資産評価審査委員会委員の奥田眞介氏、岡本哲男氏、村島赳郎氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。

三氏におかれましては、紀北町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。同委員として優れた人格と高い識見を有する三氏を引き続き選任いたしたく、議案第44号で紀伊長島区東長島 287番地19 奥田眞介氏、議案第45号で海山区上里 943番地 岡本哲男氏、議案第46号で紀伊長島区島原2955番地1 村島赳郎氏を選任することについて同意を求めるものでございます。

人事案件は以上5件であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### 中本衛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

#### 中本衛議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

以上で質疑を終わります。

次に、日程第7 議案第44号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

以上で質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第45号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

**中本衛議長**

以上で質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第46号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**中本衛議長**

諮問案件に対し、議会としての答申を求めるため、ここで10時05分まで休憩します。

(午前 9時 53分)

---

中本衛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 05分)

---

中本衛議長

これより、討論、採決に入ります。

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

中本衛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、諮問第3号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本衛議長**

挙手全員です。

したがって、諮問第4号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第7 議案第44号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

10番 東篤布君。

**10番 東篤布議員**

わざわざ賛成討論せんでもええんやけども、これなぜさせてもらうかと言いますとですね、今の国の評価というのは毎年出てくるんですけども、今、全国的に下がってます。特に毎年今までが、大体この地域ですと6%ずつ下がってきておったのかな、評価額が。評価の上がおるのは東京都、名古屋、大阪、京都の全部じゃなくて、それも一部ですね、上がっておるといのはそれが現状です。

何を言いたいかというと、国の評価額は下げてきておるのに、皆さんの固定資産税の評価額は上がってきておるんですね。ここ数年、ずっと上がり放しです。なぜならば、国の

評価額があります。そして市町村の皆さんの税金の評価額というのはこの辺にあったわけ  
です。上はどっちやったかな、こうですね。

それで、例えば銀行なんかは融資する場合ですと、地方の固定資産税の評価額の大体3  
倍から5倍が銀行の融資の目安となって、このあたりになるわけです。だからこのあたり  
で、いわゆる巷の不動産屋の売買が行われるわけですね。それがですよ、国の評価額は下  
がってきておるところに、地方の皆さんの固定資産税の評価額は上げなさいという指令が、  
国から市町村にきておるわけです。どこまで上げよと国が言っておるかという、国の評  
価額に上は下げていくから、下も上げてこいと、70%まで上げてきなさいということです。

ということになれば、銀行は皆さんの土地を担保にお金を貸すことできないわけですね。  
で、この幅の狭まったところで不動産業界がやらねばならんという、非常に矛盾しておる  
のが現状でございます。ですから、この点をよく理解していただきまして、例えば具体例  
だけ1つ申しておきます。

建物の建たない地域というのがございます。例えば港湾で申しますと、物資工区、漁業  
区というのはもう非常に厳しい制限がありまして家が建ちません。ですから、非常に安い  
固定資産税の評価額であった。それが国のこういった命令が地方にきたがために、近隣の  
宅地並みの評価として今現状、徴収されておるはずで、名前は避けますけれどもね。具  
体的な名前は避けますけれども、実際問題そういうことなんです。ですから、評価委員会の  
皆さんは、その点をですね、国のほうにもっと意見を言っていただけるように、それでま  
た本当の適正なこの地方の国の評価額と比べての地方の評価査定というのをしていただき  
たい。

立派な先生方ですので、強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。どう  
もありがとうございます。

#### 中本衛議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 中本衛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第44号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本衛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第8 議案第45号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第45号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本衛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第9 議案第46号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。



日程第9 議案第46号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本衛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第10～日程第9

**中本衛議長**

お諮りします。

日程第10 議案第47号から、日程第26 認定第5号までの17件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程第10から、日程第26までの17件については、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほどは人事案件につきましてはご同意、それから議決をいただきましてありがとうございました。

続きまして、議案及び認定の案件につきましては、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第47号 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例であります。地域自治区の廃止には、本条例の制定が必要であるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例であります。子ども・子育て支援法の制定に伴い、本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であり

ますが、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例であります。公募によらず指定管理者の候補者として選定することができる対象団体及び基準を明確にするにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,257万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,341万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,157万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,899万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ1億8,141万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものがあります。

議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度紀北町水道事業会計の未処分利益剰余金につきまして、減債積立金等に積み立てたいので、議会の議決を求めるものでございます。

引き続きまして、

認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5案件につきましては、一般会計、特別会計及び企業会計の平成25年度の決算であります。認定第1号から第4号までは地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。

以上、12件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### 中本衛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第47号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

#### 堀秀俊総務課長

それでは、議案第47号 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の11ページをご覧ください。

議案第47号 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例

地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地域自治区の廃止には、本条例の制定が必要であるためであります。

12ページは、条文であります。朗読をさせていただきます。

#### 地域自治区の設置に関する協議書を廃止する条例

北牟婁郡紀伊長島町及び同郡海山町の廃置分合に関する地域自治区の設置に関する協議により定められた北牟婁郡紀伊長島町及び同郡海山町の廃置分合に際する地域自治区の設置に関する協議書（平成17年紀伊長島町告示第6号及び平成17年海山町告示第6号）は、廃止する。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

地域自治区の廃止につきましては、本年6月議会全員協議会におきまして、その方針について説明をさせていただき、6月議会定例会終了後から自治会連合会をはじめとし、三重熊野古道商工会、三重外湾漁業協同組合、紀北町社会福祉協議会、各金融機関等、広く関係機関、団体等に方針説明を行い、ご意見を伺う機会を設けてまいりました。また、紀北町ホームページにおきまして、パブリックコメントの募集もいたしました。

その結果、平成28年3月31日をもって、地域自治区を廃止することについては、おおむねご理解が得られたという総合的判断のもとに、今回、本廃止条例を提案させていただくものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第48号、49号、50号の内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

おはようございます。

それでは、議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、本条例を定める必要が生じたためでございます。

本条例制定の経緯及び必要性について、ご説明申し上げます。

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとする、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月1日からスタートする予定でございます。子ども・子育て支援法の制定に伴い、子ども・子育て支援法第34条の第2項では、特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならないこと。また、法第46条第2項では、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないことが規定されています。

新たな制度では、児童福祉法などに基づく認可などを前提とし、国が定める基準の規定に従って又は参酌して、市町村は条例で基準を定めることとされました。

本条例は、国の基準どおりの規定で上程させていただいております。法の施行予定を控え、町は本条例案の規定に基づき、施設・事業者が運営基準などを満たしていることを確認して、給付の対象とすることになります。

なお、既設の教育・保育施設、幼稚園、保育所は、確認されたこととみなされるとともに、私立の保育所はこれまでどおりの児童福祉法に基づく制度で運営することができます。来年度の園児募集を控え、町は各施設の利用定員や施設を利用する乳幼児の認定区分を定める業務などを行う必要があることから、今定例会に本条例案を上程させていただいた次第でございます。

それでは、議案書14ページをご覧ください。

目次です。この条例の章及び節の構成は基準の内閣府令のとおり、第1章 総則とし、趣旨、定義、一般原則を定め、第2章で特定教育・保育施設の運営に関する基準を、第3

章で特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。

第2章と第3章につきましては、それぞれ利用定員に関する基準、運営に関する基準、特例給付費に関する基準という3節を設ける構成としております。

第1条は、条例の趣旨を定めております。

第2条は、条例における用語の意義を定めております。

議案書15ページをご覧ください。

第3条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通する一般的な原則を定めております。第1項では、施設・事業者は、良質かつ適切な特定教育・保育、又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないことを。

第2項は、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に当たり、子どもの意思及び人格を尊重して、教育・保育の提供に努めることを定めています。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。

第3項は、関係機関等との密接な連携に努めること。

第4項は、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者への研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることを定めています。

次に、第4条は、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めております。

第1項は、認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設の利用定員は、20人以上とすること。第2項は、利用定員を定めるにあたっては、法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分ごとに定めること、その際、同項第3項に掲げる子どもの利用定員は、満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを規定しています。

続きまして、第5条第1項では、特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載する文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこと。第2項以降は、原則として説明は文書の交付によって行わなければならないが、利用者の申し出があった場合には、電磁的方法により提供できることを定めております。

続きまして、議案書18ページをご覧ください。

第6条第1項では、利用申込みがあったときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。第2項から第4項は、申込み者が利用定員を上回るなどの場合において、選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選

考を行わなければならないことを定めています。

議案書19ページをご覧ください。

第13条第1項は、特定教育・保育施設は、保護者から法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は、市町村が定める利用者負担額、保育料の支払を受けるものとする。

第2項は、法定代理受領によらない場合には、内閣総理大臣が定める基準により算定した額の支払を受けるものとする。

第6項は、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし同意を得られなければならないことを定めています。

議案書21ページをご覧ください。

15条は、施設の区分に応じて、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準又は幼稚園教育要領に基づき、教育・保育の提供を適切に行うことを定めております。

議案書22ページをご覧ください。

20条は、施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないことを規定しています。

議案書23ページをご覧ください。

24条は、子どもについて差別的取扱いをしてはならないことを定めております。

25条では、職員は子どもに対し、虐待等の行為をしてはならないことを定めております。

議案書24ページをご覧ください。

27条では、職員及び管理者は、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないことを定めております。また、情報提供については、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならないことを定めています。

議案書25ページをご覧ください。

32条は、特定教育・保育施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置、事故発生時の対応について定めております。

議案書26ページをご覧ください。

34条第2項では、特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、5年間保管しなければならないことを定めています。

次に、第35条です。第35条第1項は、特別利用保育に関する基準として、保育所が1号

認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。

第2項は、特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に施設を利用している2号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員を超えないものとする。

第3項は、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、第2章の規定を適用することを定めております。

議案書27ページをご覧ください。

36条第1項は、特別利用教育に関する基準として、幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準を遵守しなければならないこと。

第2項は、特別利用教育に係る2号認定子どもと、現に施設を利用している1号認定子どもの総数は、1号認定子どもについて定められた利用定員を超えてはならないこと。

第3項は、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして第2章の規定を適用することを定めております。

第37条第1項は、事業の利用定員は家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とする。

第2項は、3歳未満の利用者は満1歳未満と満1歳以上に区分して定めるものとしております。

議案書28ページをご覧ください。

38条第1項、特定地域型保育の提供の開始に際しては、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないことを定めております。

第39条第1項は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。

第2項は、申込者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には、一定の選考方法により、保育を受ける必要が高いと認められる子どもを優先的に利用できるよう選考すること。

第3項は、選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないことを定めております。

議案書29ページをご覧ください。

第42条第1項は、保育の内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の



提供終了後も教育・保育の受け皿となる連携施設、幼稚園、保育所を適切に確保することを定めております。

議案書30ページをご覧ください。

43条は、特定教育・保育施設についての第13条の規定と同様に、特定地域型保育事業者の利用者負担額の受領について定めております。

第1項では、保護者からは、法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は、市町村が定める利用者負担額の支払いを受けるものとするを定めております。

議案書31ページをご覧ください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

6番 入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

説明の中でね、46条1項とかいうけど、46号でいいんやな。

それで2項からはなっとるもんで、その中の解釈ということで、そういう訂正していったほうがいいと。

**中本衛議長**

今、それは訂正せえということですか。

**6番 入江康仁議員**

したほうがいいんじゃないかという。

43条とあるけどね、これを43条の1項というておるからね、43条だけでいいんです。その次に初めて2項というのがあるんですわ。だから1項というのはない。

**中本衛議長**

事務局、そこらのところ。その法的な。

事務局長。

**谷吉希議会事務局長**

おっしゃるとおり、1項というのはございませんので、43条のということで、それで2項から始まるということで、福祉課長よろしくお願いします。

**中本衛議長**

もう一度、具体的に。そこら執行部でわかる方おりますか。法的に詳しい方。

副町長、ちょっと答弁お願いします。いや、訂正するかどうかがありますので、はい。

待ってください。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

---

**中本衛議長**

では、ここで、暫時休憩します。

10時50分まで休憩とします。

(午前 10時 40分)

---

**中本衛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 53分)

---

**中本衛議長**

先ほどの議事進行でございますが、条文の中で、項のうち第1項にあたる部分については、項番号を付けなくても第1項であることが明らかであり、項番号は付けておりませんが、執行部は説明にあたり、正確に項番号を付して説明を行ってください。よろしく願いします。そういうことでありますので。

大谷福祉課長、説明続けてください。

**大谷眞吾福祉保健課長**

それでは、議案書30ページをご覧ください。

43条からご説明いたします。43条は、特定教育・保育施設については、第13条の規定と同様に、特定地域型保育事業者の利用者負担額の受領について定めております。

続きまして、第46条は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めております。議案書33ページをご覧ください。

第49条では、特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、5年間保存することなどを定めています。

第50条では、特定教育・保育施設についての規定を、特定地域型保育事業について準用

することを定めております。

議案書34ページをお願いいたします。

51条は、特別利用地域型保育に関する基準を定めております。

52条は、特定利用地域型保育に関する基準を定めております。

第53条は、条例から規則への委任規定を定めております。

議案書35ページをお願いいたします。

附則、第1条 施行期日は、法律と同様に法の施行の日から施行すると定めております。

附則、第2条は、法附則第6条において、特定保育所、私立の保育所については、当分の間、施設型給付費制度に代えて委託費の支払とする経過措置が規定されております。本条は、これを受けて、施設給付費に係る規定について必要な読み替えをするものでございます。

附則、第3条は、私立の幼稚園の施設型給付費等に関する経過措置を規定するものであり、施設型給付費に係る規定について必要な読み替えをするものでございます。

議案書36ページをご覧ください。

附則、第4条は、小規模保育事業C型にあつては、条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、6人以上10人以下とあるのは、6人以上15人以下とする経過措置を定めております。

附則、第5条、特定地域型保育事業の連携施設の確保が著しく困難な場合について、条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を定めております。

議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の説明は、以上でございます。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

続きまして、議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いします。

議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

提案理由

子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためでございます。

本条例制定の経緯及び必要性につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、児童福祉法第34条の16の規定が改正され、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業等を実施することができるとされ、また、同法において市町村が国が定める認可に係る基準の規定に従って又は参酌して条例で基準を定めなければならないとされました。これに伴い、当該基準について定める条例を制定するものでございます。

なお、本条例案では、国の基準どおりの規定で上程させていただいております。

議案書38ページをご覧ください。

第1条は、条例の趣旨を定めるものです。この条例の根拠となる法律及び省令を示しております。

第2条は、町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳幼児が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを定めております。

第3条では、町は家庭的保育事業者等に対して、設備及び運営を向上させるよう勧告することができることを規定するとともに、町の最低基準向上の努力義務を定めております。

議案書39ページをご覧ください。

第4条は、家庭的保育事業者等の責務を定めています。

第5条では、家庭的保育事業者等に求められる一般原則を定めております。

第6条では、連携施設の確保について、1号では、保育の内容に係る支援を行うこと。

第2号は、必要に応じて代替保育を提供すること。

第3号は、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携施設、幼稚園、又は保育所を提供することを定めております。

議案書40ページをご覧ください。

第7条は、災害に備えた設備を備えることと、訓練に努めることを定めています。

第8条は、職員の一般的な要件を定めています。

議案書41ページをご覧ください。

第11条は、利用乳幼児の平等な取り扱いを、第12条では、虐待等の禁止を定めております。

第14条では、衛生管理等の基準を定めております。

15条では、食事の内容等を定めています。

議案書42ページをご覧ください。

16条は、家庭的事業者等は規模が小規模であり、十分な調理設備を設けることができない場合が考えられることから、異なる施設で調理した食事を搬入することを、限定的に許容することができる規定でございます。

議案書43ページをご覧ください。

第17条は、利用乳幼児及び職員に対する健康診断について定めております。

第18条は、事業所内部の運営規程を定めております。

議案書44ページをご覧ください。

19条は、帳簿の整備を定めております。

第20条は、利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

第21条では、苦情への対応方法などについて定めています。

第22条は、設備の基準を定めております。乳幼児の保育を行う専用の部屋及び庭の面積は、保育所に準じていますが、他の施設については居宅等を活用して行うことが想定される家庭的保育事業の特徴から、要件は緩和されております。

23条では、家庭的保育事業者が、行わなければならない職員の基準を定めております。

議案書45ページをご覧ください。

2項では、家庭的保育者の資格に町が関わることを定めております。

第3項は、家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下ですが、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合の乳幼児の数は5人以下と定めております。

24条では、保育時間の基準は1日につき8時間を原則と定めております。

25条では、保育の内容は厚生労働大臣が定める指針に準拠することを定めております。

26条は、保護者との連絡について定めております。

続きまして、小規模保育事業です。27条では、小規模保育事業はA型、保育所の分園に近い類型、C型、家庭的保育に近い類型、B型は、その中間的な類型の、3種類に区分さ

れており、本章では3種類の特性に応じて、それぞれ固有の基準を定めております。

28条はA型です。28条は、調理室を調理設備と規定していることや、医務室は不要などのほかは、ほぼ保育所と同様の設備の基準を定めております。

議案書48ページをご覧ください。

29条は、置かなければならない職員の基準を定めております。

第30条は、準用規定として24条の保育時間、25条の保育の方針及び26条、保護者との連絡の規定を準用しております。

議案書49ページをご覧ください。

B型でございます。31条は、置かなければならない職員の基準を定めております。

第32条は、準用規定としてA型と同様の規定を準用しております。

続きまして、C型、33条は、設備の基準を定めております。

保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき、3.3平米と定めております。

議案書50ページをご覧ください。

34条は、小規模保育事業所C型における、置くべき職員の基準を定めております。

35条では、利用定員を6人以上10人以下と定めております。

36条は、準用規定として、24条、25条、26条の規定を準用しております。

第37条、居宅訪問型保育事業は、居宅訪問型保育事業の内容を定めております。保育する乳幼児は、障害や疾病、ご家族の事情等の事由により、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児が保育の対象となります。

議案書51ページをご覧ください。

38条は、居宅訪問型保育事業の設備及び備品等を定めております。

39条は、職員1人が保育できる乳幼児の数は1人と定めております。

40条は、居宅訪問型保育事業者が連携施設を確保することを求める規定であります。

41条は、準用規定として、24条、25条、26条の規定を準用しております。

42条、事業所内保育事業でございます。42条では、事業所内保育事業は、事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも、保育を提供することとされるため、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の区分に応じて、その他の乳幼児又は幼児の数、つまり地域の子どもの定員数を設定しなければならないと定めています。

なお、表のその他の乳児又は乳児の数は、利用定員数の内数となっております。

議案書52ページをご覧ください。

43条は、保育所型事業所内保育事業、利用定員が20名以上の保育事業でございます。の設備の基準を定めております。保育所の基準と同様の内容でございます。

議案書55ページをご覧ください。

44条は、保育所の基準と同様の内容です。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができると定めております。

45条では、保育所型事業所内保育事業を行う者は、事業者の規模が十分に大きいと想定されることから、集団保育の機会の設定や助言等の支援、代替保育の提供に関しては連携協力を求めることを要しないと定めております。

46条は、準用規定として、24条、25条、26条の規定を準用しております。

47条は、小規模型事業所内保育事業、利用定員が19人以下のものについて置くべき職員の基準を定めております。小規模保育B型と同様の基準でございます。

議案書56ページをご覧ください。

48条の準用は、第24条、第25条、第26条の規定を準用し、また、設備に関しては第28条のA型の規定を準用しております。

雑則、49条は、条例から規則への委任規定を設けております。

議案書57ページをご覧ください。

附則、第1条は、法律と同様に施行期日を定めております。

附則、第2条は、この条例の施行の日の前日において現存する保育所が施行日後に家庭的保育事業所等の認可を得た場合は食事の提供に関しては、この条例の施行日から起算して、5年間の経過措置を定めております。

附則、第3条は、連携施設の確保が難しい場合も想定されることから、場合によっては条例の施行の日から5年間は連携施設の確保をしないことができるとする経過措置を定めております。

附則、第4条は、保育従事者の確保のため家庭的保育者又は家庭的保育補助者について、条例の施行の日から5年間は保育従事者とみなす経過措置を定めております。

附則、第5条は、小規模事業C型の利用定員6人以上10人以下を、条例の施行の日から5年間は6人以上15人以下とすることができる経過措置を定めております。

附則、第6条は、第37条において母子及び寡婦福祉法の改正後の題名・条項を引用することから、改正施行日の前日までの読替えを規定するものでございます。

議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明は以上でございます。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

続きまして、議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書59ページをご覧ください。

議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためでございます。

本条例の制定の経緯及び必要性につきましては、子ども・子育て支援法及び関連法の改正により児童福祉法が改正され、児童福祉法第34条の8の2が追加されたことにより、現在の放課後児童クラブガイドラインに代わり、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国が定める基準の規定に従って又は参酌して条例で基準を定めなければならないとされました。

これに伴い、当該基準について定める条例を制定するものでございます。

なお、本条例案では、国の基準どおりの規定で上程させていただいております。

議案書60ページをご覧ください。

第1条は、この条例の根拠となる法律及び省令を示し、また、この条例で規定する基準を省令同様に設けております。

第2条は、町長の監督に属する放課後健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを定めております。

第3条は、町長が放課後児童健全育成事業者に対して、設備及び運営を向上させるよう勧告できることを規定するとともに、町の最低基準向上の努力義務を定めております。

第4条は、事業者の責務を定めております。



第5条は、放課後児童健全育成事業に求められる一般原則を定めております。

議案書61ページをご覧ください。

第6条は、災害に備えた設備、訓練を定めております。

第9条では、事業所の設備の基準として、現在の放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、省令の基準どおり定めております。

議案書62ページをご覧ください。

第10条では、職員の配置基準及びその資格要件として、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと、第2項は、放課後児童支援員の数は、一の単位とする支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができることを定めております。

第3項では、放課後児童支援員は、一定の資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬことを定めております。

63ページをご覧ください。

4項では、一の支援単位のクラブはおおむね40人以下と定めております。

第5項は、利用者が20人未満の小規模事業所にあつては、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、放課後児童支援員1人を除き、専従職員でなくとも可とすることを定めております。

11条は、利用者の平等な取扱いを定めております。

第12条は、虐待等の禁止を定めております。

第13条は、衛生管理等を定めております。

第14条は、放課後児童健全育成事業者が定める運営規程の項目を定めております。

64ページをご覧ください。

15条は、備える帳簿について定めております。

第16条は、秘密保持等を定めております。

第17条は、苦情への対応方法等を定めております。

第18条は、事業所の開所時間及び日数の基準として、開所時間及び日数は事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮し、事業所ごとに定めるとしてあります。

なお、開所時間は小学校の休業日は原則として、1日8時間以上とし、第2号は、休業日以外の日は、原則として1日3時間以上とすること。

第2項では、開所日数は、1年につき250日以上を原則とすることを定めています。

議案書65ページをご覧ください。

第21条は、放課後児童健全育成事業者が、事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置、そして、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うことを定めています。

第22条は、条例から規則への委任規定を定めております。

附則、第1条は、法律と同様に、施行期日を定めております。

附則、第2条は、放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めるものです。

放課後児童支援員については、第10条第3項では、都道府県知事が行う研修を修了していることを要件としていますが、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含むとする経過措置を定めております。

以上で、議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する。

#### 中本衛議長

大谷課長、説明の訂正をいたさせます。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

申し訳ございません。

議案書59ページの提案理由のところでございます。

提案理由、ちょっと私、読み間違えましたので、正確なことをお伝えいたします。

提案理由

子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためでございます。申し訳ございません。

以上で、議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第51号の内容説明を求めます。

中場企画課長。

#### 中場幹企画課長

それでは、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお願いいたします。

議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年紀北町条例第69号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

公募によらず指定管理者の候補者として選定することができる対象団体及び基準を明確にするにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたのでという提案理由でございます。

67ページをお願いいたします。

67ページにつきましては、改正文でございます。

最後の行に、附則が謳ってございます。附則によりまして、この条例は、公布の日から施行するということとさせていただいております。

改正の内容につきましては、68ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

左が新条例、右が旧の条例でございます。

改正しようとするものは、第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定についてでございます。

現行条例では、第5条第1項におきまして、設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められるときは、町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を公募によらず指定管理者の候補者として選定できると規定をしております。

新条例では、第2項を追加させていただきまして、第1項に規定する出資団体等、これは先ほど申し上げました町が出資している法人、公共団体、公共的団体のことでございますが、のほか、第1号から第5号に該当する場合も公募によらず指定管理者の候補者として選定できると規定をしております。

第1号では、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため特定の団体に管理をさせることが、適切な管理及び運営に資すると認められるとき。というふうに規定をしております。

第2号では、緊急の必要により公募することができないとき。第3号では、公募に対し申請団体がないとき。第4号では、申請団体の中に指定管理者として適当な団体がないと

認められるとき。第5号では、指定管理者の指定を受けた団体が、第7条に規定する締結をしないとき。という第5項を追加をさせていただいております。

なお、現行条例の第2項につきましては、新条例で第3項とさせていただき、項の追加に伴う改正及びこれまで公募によらず候補者として選定することができる出資団体等、何度も申し上げますが、これは町が出資している法人、公共団体、公共的団体でございます。であったものが、新条例の第2項で出資団体等以外の候補者も候補者となることから、当該出資団体等と協議という部分を候補者と協議ということに改めてさせていただくものでございます。

内容の説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第52号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

#### 脇俊明住民課長

それでは、議案第52号の内容説明をさせていただきます。

議案書の69ページをご覧ください。

議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正は、父子家庭に対する支援拡充等のための法律名の改正や関係条文を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

71ページをご覧ください。

左側が新、右側が旧でございます。

第2条第2項では、引用法律名の改正と、婚姻をしたことのない者の規定を加えるもので、第3項についても父子についての同様の改正でございます。

第4項、第9項及び第10条につきましては、字句の整理によるものでございます。

附則につきましては、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第52号についての内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第53号についての内容説明を求めます。

植地建設課長。

#### 植地俊文建設課長

それでは、議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書の73ページをお願いします。

議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第 134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次に、議案書の74ページをお願いします。

改正文でございます。

紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第 134号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改めるものでございます。

附則、この条例は、平成26年10月1日から施行する。

続きまして、75ページをお願いします。

新旧対照表でございます。左が新条例で、右が旧条例でございます。

先ほど説明した部分が6条中、第2項5号のアンダーラインの部分になります。

なお、本条例の改正につきましては、入居者の資格について述べている第6条第2号第5号中の引用する法律が法律名称が改正されたものであり、入居者の資格に変更が生じるものではございません。法律上の特定配偶者に対する老齢基礎年金の支援に関する改正等でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第54号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

#### 井谷哲財政課長

それでは、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,257万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,341万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、紀北町公共施設等自動体外式除細動器（AED）貸借契約につきまして、期間を平成26年度から31年度、限度額を516万6,000円として、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、合併特例事業の限度額を40万円増額し、7億140万円と

するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は824万8,000円を増額するものでございますが、がんばる地域交付金は449万8,000円で、農林水産業費の一般土地改良事業に、公有民営方式車両購入費補助金375万円は、総務費の地方バス運行対策事業に、それぞれ充当するものでございます。

第14款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金は2,827万9,000円を増額するものでございますが、発電用施設周辺地域振興事業費補助金で、総務費の紀勢自動車道地域振興施設整備事業に充当するものでございます。

第3目衛生費補助金は25万5,000円を増額するものでございます。主なものといたしましては、特定不妊治療費補助金17万5,000円で、衛生費の母子保健事業に充当するものでございます。

第4目農林水産業費補助金200万3,000円の増額は、県単漁港改良事業費補助金で、農林水産業費の県単漁港改良事業に充当するものでございます。

第5目商工費補助金33万7,000円の増額は、三重県南部地域活性化基金事業費補助金で、商工費の地域の企業と大学生マッチング支援事業に充当するものでございます。

第7目消防費補助金737万円の増額は、地域減災力強化推進補助金で、消防費の災害対策事業防災行政無線管理事業及び地震・津波災害避難路等整備事業に充当するものでございます。

9ページをご覧ください。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金6,660万1,000円の減額は、当初予算及び補正1号で財政調整基金より繰り入れをした一部を戻し入れするものでございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は4億4,593万7,000円を増額するものですが、一般会計への歳計剰余金でございます。

第19款諸収入、第1項及び第6目雑入は634万3,000円を増額するもので、主なものとしましては、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金400万円と、充電インフラ普及支援金170万円を総務費の紀勢自動車道地域振興施設整備事業に充当するものでございます。

10ページをご覧ください。

第20款及び第1項が町債、第1目総務債40万円の増額は、総務費の紀勢自動車道地域振興施設整備事業の財源更正によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、11ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は722万5,000円を増額し、5億5,710万1,000円とするものでございますが、住民情報システムの番号制度対応の業務委託に要する経費でございます。

第5目財産管理費は3億3,366万1,000円を増額し、5億2,938万6,000円とするものでございますが、中新田集会所の浄化槽修理30万5,000円と、基金管理事業では財政調整基金等基金への積立金が3億3,335万6,000円でございます。

第6目企画費は786万6,000円を増額し、6,967万7,000円とするものでございますが、自主運行バス試験運行にかかる車両購入の車種変更による経費でございます。

第7目支所及び出張所費は19万5,000円を増額し、2,591万9,000円とするものでございますが、引本出張所エアコン取り替え工事でございます。

第13目地域振興費は3,140万9,000円を増額し、4億5,561万4,000円とするものでございますが、紀勢自動車道地域振興施設整備事業は、県補助金の発電用施設周辺地域振興事業費補助金等の採択に伴う財源更正と、国土交通省三浦防災施設（仮称）浄化槽設置工事でございます。

12ページをご覧ください。

第2項徴税費、第1目税務総務費は369万9,000円を増額し、7,728万2,000円とするものでございますが、番号制度対応の業務委託に要する経費でございます。

13ページをご覧ください。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は、364万2,000円を増額し、5億2,393万9,000円とするものでございますが、老人福祉センター集会室空調機取り替え工事でございます。

第4目老人保健費は1万4,000円を増額し、26万6,000円とするものでございますが、老人保健医療給付事業の前年度精算による社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

14ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費は43万円を増額し、8,048万4,000円



とするものでございますが、母子保健事業として思春期ライフプラン教育事業と特定不妊治療費補助金でございます。

15ページの第5款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費は80万2,000円を増額し、4,823万1,000円とするものでございますが、農政総合企画事業として多面的機能支払交付金事業負担金61万円、農業用施設管理事業として、農村婦人の家浄化槽漏水工事19万2,000円でございます。

第5目農地費は636万8,000円を増額し、6,420万2,000円とするものでございますが、海岸環境整備事業として和具の浜駐車場陥没復旧修繕工事50万8,000円、一般土地改良事業として片上農道舗装工事及び農業用水路土砂撤去費用586万円でございます。

16ページをご覧ください。

第2項林業費、第3目林業施設費は245万8,000円を増額し、2,626万7,000円とするものでございますが、江竜林道の江竜橋の老朽化に伴う調査業務委託及び林道補修工事でございます。

17ページの第3項水産業費、第2目水産業振興費は453万1,000円を増額し、1,911万7,000円とするものでございますが、長島港魚市場水産物搬送機器導入等への補助金446万6,000円と、紀北町産地協議会事業負担金6万5,000円でございます。

第3目漁港管理費は501万円を増額し、2億4,848万1,000円とするものでございますが、海野漁港網干場アスファルト舗装工事でございます。

18ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第2目が商工業振興費は67万5,000円を増額し、4,418万8,000円とするものでございますが、地域の企業と大学生マッチング支援事業に対する負担金でございます。

19ページの第8款及び第1項が消防費、第2目が非常備消防費は30万8,000円を増額し、4,281万6,000円とするものでございますが、紀北町消防団女性分団研修負担金4万円と消防団員安全装備品整備等助成事業による装備品購入に要する経費26万8,000円でございます。

第3目消防施設費は119万2,000円を増額し、2,252万8,000円とするものでございますが、消火栓移設工事70万9,000円と、三浦地区火の見櫓撤去工事48万3,000円でございます。

第5目災害対策費は2,273万2,000円を増額し、9,666万円とするものでございます。

主なものといたしましては、土砂災害の紀北町防災マップ等作成業務委託料災害対策事業に 776万 8,000円、防災行政無線戸別受信機の購入費用等防災行政無線管理事業に 620万 4,000円、蓄電式誘導灯の整備や避難路の整備等、地震・津波災害避難路等整備事業に 791万円でございます。

20ページをご覧ください。

第9款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は10万 7,000円を増額し、1億88万 4,000円とするものでございますが、東海北陸社会教育委員協議会連合会表彰にかかる旅費と、木工陶芸工房化粧板修繕でございます。

第2目公民館費は8万円を増額し、3,174万 3,000円とするものでございますが、海山公民館トイレトップライトガラス修繕に要する経費でございます。

第4目文化財調査費は2万 6,000円を増額し、846万 3,000円とするものでございますが、紀北町文化財保護への補助金でございます。

21ページをご覧ください。

第6項保健体育費、第3目体育施設費は14万 1,000円を増額し、2,473万 8,000円とするものでございますが、海山体育館軒天井修繕に要する経費でございます。

22ページは債務負担行為に関する調書でございます。

23ページは地方債の残高見込みに関する調書でございますが、24ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は121億 260万 4,000円であり、当該年度中の起債見込額が、今回の40万円の増額を含め15億 8,580万円、当該年度中の元金償還見込額が12億 8,621万 6,000円でございますので、当該年度末現在高見込額が124億 218万 8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### **中本衛議長**

次に、議案第55号、56号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

#### **脇俊明住民課長**

それでは、議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,157万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金9万1,000円の減額は、平成26年度分の老人保健医療費拠出金の決定に伴い、療養給付費等負担金のうち老人保健医療費拠出金分を減額するものでございます。

次に、第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金5万9,000円の減額は、老人保健医療費拠出金の決定に伴うものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金2,685万8,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の決定に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。

第10款繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金3,977万4,000円の減額は、繰越金の精算により財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金7,378万3,000円の増額は、前年度からの歳計剰余金でございます。

第12款諸収入、第4項、第7目ともに雑入4,000円の増額は、前々年度の老人保健医療費拠出金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの返還金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきますので、8ページをご覧ください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費の第1目及び第3目と、9ページの第2項高額療養費の第1目は、ともに前期高齢者交付金額の決定に伴い財源を更正させていただくものでございます。

10ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに後期高齢者支援金等の第1目後期高齢者支援金、第2目後期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者交付金額の決定に伴う財源更正と、後期高齢者支援金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

11ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに前期高齢者納付金等の第1目及び第2目でございますが、これにつきましても前期高齢者納付金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

12ページをご覧ください。

第5款、第1項ともに老人保健拠出金の第1目及び第2目は、老人保健拠出金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

13ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金 303万 5,000円の減額は、介護給付費納付金の決定に伴うものでございます。

14ページをご覧ください。

第8款、第2項ともに保健事業費、第1目保健衛生普及費13万 6,000円の増額は、後発医薬品利用差額通知に伴うものでございます。

15ページをご覧ください。

第9款、第1項ともに基金積立金、第1目財政調整基金積立金 1,793万 1,000円の増額は、平成25年度の歳計剰余金の中から財政調整基金に積み立てるものでございます。

16ページをご覧ください。

第11款諸支出金、第1項及び第3目ともに償還金 366万 1,000円の増額は、退職者医療交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

以上で、議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

#### **脇俊明住民課長**

続きまして、議案第56号の平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,899万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金4万2,000円は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金4万2,000円の増額は、前年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第57号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第57号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,141万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は1,323万円を増額し、1,323万1,000円とするもので、介護サービス事業特別会計の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は1,323万円を、紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

#### 中本衛議長

次に、議案第58号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

#### 久保健作水道課長

それでは、議案第58号の内容説明をさせていただきます。

議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金871万7,403円のうち50万円を減債積立金に積立て、821万7,403円を建設改良積立金に積立てたいので、議会の議決を求める。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

77ページをお願いいたします。

別紙の平成25年度紀北町水道事業会計決算書の抜すいでございます。

4. 平成25年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

この表の4列目のところにですね、未処分利益剰余金が掲載しております、まず、当年度末残高が9,045万835円となっております。

次に、議会の議決による処分額871万7,403円、これは平成25年度の利益剰余金でございます。このうち減債積立金の積立て50万円、建設改良積立金の積立て821万7,403円を積立てをするものでございます。

利益の処分につきましては、平成23年度までは法定積立金制度におきまして、当年度純利益の20分の1以上の金額を減債積立金として積み立てることに定められておりましたが、制度改正によりまして、24年度以降利益の処分につきましては条例を定めるか、また議会の議決を経て処分を行うか、どちらかを選択することとなりましたので、水道事業としましては、議会の議決を経ることといたしました。

なお、処分計算書(案)の剰余金積立てにつきましては、法定積立金制度改正前の当年度純利益の20分の1以上の額に準じております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 中本衛議長

訂正ですか、訂正いたさせます。

#### 久保健作水道課長

すみません。77ページの利益剰余金のところですが、当年度末残高は9,045万830円でございます。お詫びして訂正いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 中本衛議長

ここで、午後1時まで休憩とします。

(午後 0時 02分)

---

#### 中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

## 中本衛議長

続きまして、決算関係であります。まず、最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

## 松永剛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成25年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成25年度紀北町育英基金運用状況調書

平成25年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成25年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

#### 2 審査の期間

平成26年7月23日から平成26年8月26日

#### 3 審査を実施した監査委員

松永剛、太田哲生

#### 4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

### 第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び



財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

#### 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

歳出決算は、前年度に本庁舎移転事業、紀北中学校改築事業等の大型事業が終了したことから、決算規模としては約10億円減額となっているものの、防災面では、地震・津波災害避難路整備等について、平成23年度の各自主防災会からの緊急要望に対し、町として取り組み可能なものは着実に実行しており、また、紀勢自動車道地域振興施設の整備に着手するほか、海山グラウンド整備を実施するなど、平成24年度からスタートした第1次総合計画・後期基本計画の3つの重点プロジェクトに即した取り組みが進められている。

一方、歳入決算は、歳出同様に、大型事業終了により、国庫補助金、町債が大きく減額となっているが、自主財源では、町税の収納率が現年・過年合わせて1.4%上昇しているほか、使用料、手数料、財産収入等でわずかながら増額となっている。ふるさと納税寄附金の対応等も含め、今後もより自主財源の確保に努められたい。

我が国の経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、政府の金融財政政策の効果により、デフレ脱却と経済再生を図るための景気回復の動きが広がっており、今後も回復傾向が続くことが期待されている。

しかし、地域経済においては、未だ景気回復を実感するには至っておらず、そんな中、ガソリン等の物価上昇や高速道路料金割引の減額、消費税率引上げなどの影響もあり、本町においても、依然として厳しい状況が続くと推察されることから、社会情勢を的確に把握したきめ細かな施策の実行を望みたい。

また、財政の健全性を堅持するとともに、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保を図りつつ、今後も長期的な展望に立ち、より適切な運用に努められたい。

#### 松永剛監査委員

続きまして、平成25年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

#### 第1 審査の概要

## 1. 審査の対象

平成25年度紀北町水道事業会計決算

## 2. 審査の期間

平成26年6月26日から平成26年8月6日

## 3. 審査を実施した監査委員

松永剛、太田哲生

## 4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

## 第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

### 所見

平成25年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況から、経営においては安定した状況であると認められる。

しかし、人口の減少、高速道路関連の水需要の減少等により、給水戸数、給水量ともに減少しており、上水道・簡易水道合わせた営業収益としては前年度対比1.67%減となっている。

水道使用料の収納率は、現年度収納率が98.39%で、前年度対比0.27%の増、過年度分においても収納率19.84%で、前年度対比3.55%増となっており、納付指導等の強化による成果であると評価をする。

今後は給水量の増は見込めないことから、引き続き、より安定した収納率確保に努められたい。

建設改良費については、昨年度からの2年間で実施した中桐・前山間バイパス配水管布設工事により、赤羽簡易水道の年間有収水量率が80.3%と、前年度比22.4%増と大きく向上している。

また、平成19年度からの継続事業であった古里・道瀬地区簡易水道統合整備事業が完了し、平成26年度から古里・道瀬地区については、上水道への編入を果たしている。

水道事業は、ライフラインとして住民生活を支える極めて重要な役割を担っており、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろん、災害などの緊急時における応急給水対応や水道のすばやい復旧が強く求められている。

今後も、健全経営の維持を図りつつ、紀北町水道事業基本計画・地域水道ビジョンに基づき、水道施設の整備及び維持管理等の適正化に努められたい。

以上でございます。

#### 中本衛議長

続いて、会計管理者より、水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

協会計管理者。

#### 脇博彦会計管理者

それでは、平成25年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただきます、項以降の説明につきましては、主要な事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

議案書78ページをご覧ください。

認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書の11ページからの平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款町税でございますが、町税全体の調定額は17億6,814万4,628円、これに対しまして収入済額は15億5,903万7,412円で、徴収率は88.17%、前年度が86.77%でありましたので1.40%の増となり、このうち現年度分の徴収率は97.25%、滞納繰越分の徴収率

は 25.36%であります。

第2款地方譲与税の収入済額は 6,788万 1,000円であります。

第3款利子割交付金の収入済額は 510万 3,000円、第4款配当割交付金の収入済額は、765万 8,000円です。

13ページをご覧ください。

第5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 1,281万 1,000円。

第6款地方消費税交付金収入済額 1億 5,769万 3,000円。

第7款自動車取得税交付金の収入済額は 2,754万 4,000円。

第8款地方特例交付金収入済額は 488万円。

第9款地方交付税収入済額43億 4,737万 9,000円。

第10款交通安全対策特別交付金収入済額 207万 2,000円。

第11款分担金及び負担金の収入済額は 9,510万 5,803円で、主な収入は第2項負担金の民生費負担金では私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などであります。

15ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料の収入済額は 1億 6,010万 392円で、主な収入は第1項使用料の商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、マンドロ使用料、また土木使用料では町営住宅使用料などあります。

第2項手数料の主な収入は総務手数料、次のページ、17ページの戸籍住民手数料であります。

次に、第13款国庫支出金の収入済額は 6億 6,273万 1,329円で、主な収入は第1項の国庫負担金では民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当等負担金などあります。

第2項の国庫補助金の主な収入は、総務費補助金では市町村合併推進体制整備費補助金、地域の元気臨時交付金、また民生費補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金、衛生費補助金では循環型社会形成推進交付金、農林水産業費補助金では、農山漁村地域整備交付金、これは海岸保全施設整備事業のことです。

土木費補助金では、社会資本整備総合交付金、教育費補助金では、理科教育設備整備費等補助金などあります。

19ページをご覧ください。

第14款県支出金の収入済額は 7億 587万 6,950円で、第1項の県負担金の主な収入では、民生費負担金の国民健康保険基盤安定負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療

保険基盤安定制度負担金、保育所運営費負担金などが主な収入であります。

第2項の県補助金の主な収入は、総務費補助金では、三重県市町村合併支援交付金、民生費補助金では心身障害者医療費補助金、子ども医療費補助金。衛生費補助金では、浄化槽設置促進事業補助金などであります。

21ページをご覧ください。

第4目の農林水産業費補助金では、農業委員会交付金、造林補助事業補助金、県単補助林道事業費補助金、漁港海岸保全事業費補助金。商工費補助金では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金。消防費補助金では、地域減災力強化推進補助金。教育費補助金では、小中学校防災機能強化補助金。

第10目は電源立地地域対策交付金であります。

第3項の委託金の主な収入は、総務費委託金では、個人県民税徴収取扱委託金、参議院議員選挙費委託金などが主な収入であります。

第6目の土木費委託金では、江ノ浦橋の管理委託金や海岸清掃・港湾施設清掃委託金などあります。

23ページをご覧ください。第15款財産収入の収入済額は2,566万7,844円で、主な収入は第1項の財産運用収入では土地の貸付収入、基金運用利子。第2項の財産売払収入では土地・立木・物品の売払収入などあります。

第16款寄附金の収入済額は888万4,990円で、総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金で上野起功様、畔地謙一様、岩崎幸雄様、大西丈二様、糟谷英治様、伊藤正彦様、玉津欽治様、中村圭吾様より、それぞれご寄附を受けたものであります。

また、一般寄附金につきましては、柳田都子様から一般寄附金として、財団法人 紀北町開発公社から解散に伴う精算金としてご寄附を受けたものであります。

第17款繰入金の収入済額は3億1,884万150円で、主な収入は第1項の基金繰入金では、財政調整基金、地域づくり事業基金、福祉事業基金、災害援護資金償還事業基金や、次のページ、25ページの交通安全対策事業基金からの繰入金であります。

第2項の特別会計繰入金では後期高齢者医療特別会計からの繰入金であります。

第18款繰越金の収入済額は4億2,027万5,222円で、前年度の歳計剰余金であります。

第19款諸収入の収入済額は1億9,003万4,336円で、主な収入は第1項の延滞加算金及び過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項の貸付金元利収入では奨学金貸付金返還金と、災害援護資金貸付金償還金、第4項の受託事業収入では、民生費受託事業収

入の老人ホーム入所者受託事業と、地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入であります。

27ページの第20款町債の収入済額は9億8,740万円となり、総務債では、地域振興基金、CATV行政放送事業債、緊急医療体制事業債、紀勢自動車道地域振興施設整備事業債などであります。

衛生債では、一般廃棄物施設（ストックヤード）建設事業債であります。

農林水産業債では、海岸保全施設整備事業債。

土木債で主なものは、町道本地汐ノ津呂線道路舗装事業債、町道船付線道路整備事業債、町道本地7号線道路整備事業債、準用河川小松原谷川河川改修事業債など。

また、消防債では、避難路整備事業債、消防ポンプ車整備事業債、全国瞬時警報システム整備事業債など。教育債では、海山グラウンド整備事業債であります。

第10目は、臨時財政対策債であります。

以上、歳入合計は、予算現額96億85万8,310円に対する調定額は100億3,981万1,094円であります。調定額に対しまして収入済額が97億6,697万5,428円と、第1款町税の不納欠損額は、1,312万8,798円、第1款町税、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料、第19款諸収入を合わせた収入未済額が2億5,970万6,868円とあいなりました。

続きまして、29ページの歳出をご説明いたします。

第1款議会費の支出済額は1億1,196万8,923円で、主な支出は議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費であります。

第2款総務費の支出済額は18億4,582万146円で、主な支出は第1項の総務管理費の一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム管理費など。

また、31ページの文書広報費ではCATV行政放送事業費、文書取扱事務経費、財産管理費は庁舎・公用車の維持管理、町民センター改修工事、商工会事務所移転工事負担金をはじめ、財政調整基金、地域づくり事業基金、地域振興基金などへの積立金であります。

33ページ、企画費は、地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業などに要した経費であります。

支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、総合支所改修工事、総合支所の管理費などあります。

35ページ、地域振興費では、紀勢自動車道地域振興施設建築設計業務委託などに要した

経費でございます。

第2項の徴税費の税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費に。

37ページ、賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費であります。

第3項の戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業などに要した経費であります。

第4項選挙費は、職員人件費や町長選挙費、参議院議員選挙の執行などに要した経費であります。

39ページをご覧ください。

第3款民生費の支出済額は23億 3,107万 483円で、主な支出は第1項社会福祉費の社会福祉総務費は、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業に。

41ページ、身体障害者福祉費では心身障害者医療費助成事業、障害者介護・訓練等給付事業などに。

国民年金事務費は職員人件費や年金事務に要した経費であります。

43ページ、第2項の老人福祉費の老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、後期高齢者医療特別会計への繰出金に。

養護老人ホーム費は職員人件費や老人ホーム管理運営事業に。

45ページ、第3項の児童福祉費の児童福祉総務費は子育て支援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業に、保育所費は職員人件費や児童保育事業などに要した経費で、児童措置費は児童手当等支給事業。

47ページの母子福祉費は一人親家庭等医療費助成事業、子ども医療費助成事業などに要した経費であります。

第4項の災害救助費は災害援護資金の償還事業に要した経費であり、三重県への償還金の支払いや災害援護資金償還事業基金へ積み立てたものであります。

なお、41ページに戻っていただきまして、第1項社会福祉費の第3目身体障害者福祉費に記載されております繰越明許費 729万円は、障害者介護・訓練等給付事業、45ページの第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費に記載されております繰越明許費 896万 4,000円は子ども・子育て支援事業計画策定事業に要する経費で、それぞれ平成26年度へ繰り越すものであります。

それでは、また47ページをご覧ください。

第4款衛生費の支出済額は9億4,497万6,481円で、主な支出は第1項の保健衛生費の保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や救急医療体制事業負担金などに。

49ページの予防費では、予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに。

環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費であります。

第2項清掃費の清掃総務費は、職員人件費、塵芥処理費、51ページをご覧ください。リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業、環境衛生センターストックヤード建設事業など、し尿処理費はし尿処理事業に要した経費であります。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還等のための繰出金であります。

第5款農林水産業費の支出済額は6億2,509万1,018円で、主な支出は、53ページ、第1項農業費の農業総務費では、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、新規就農者総合支援事業補助金に。

農地費では、海岸環境整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などに要した経費であります。

55ページの第2項林業費の林業総務費は、職員人件費、市町村森林所有者情報整備事業に、林業振興費では、木造住宅建築促進事業補助金に、林業施設費は、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業、県単林道改良事業に。

町有林造成費は、職員人件費や町有林の造成などに要した経費であります。

57ページの第3項水産業費の水産業総務費は、職員人件費、水産業振興費は、漁業振興対策事業にかかる各種補助金や水産資源増殖のための種苗放流事業に。

次のページ、59ページの漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要した経費であります。

また、55ページに戻っていただきまして、第2項林業費、第3目の林業施設費に記載されております繰越明許費の500万円は、森林環境創造事業、また59ページの第3項水産業費の第3目漁港管理費に記載されております繰越明許費4,500万円は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業に要する経費で、それぞれ平成26年度へ繰り越すものであります。

第6款商工費の支出済額は2億6,595万3,627円で、主な支出は、第1項の商工費の商工総務費では、職員人件費、商工業振興費では、道の駅マンボウや道の駅海山の管理事業、中小企業指導育成事業などに。



観光費では、観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業などに要した経費であります。

なお、第2目の商工業振興費に記載されております繰越明許費の1,200万円は、道の駅マンボウ及び道の駅海山の管理事業に要する経費で、それぞれ平成26年度へ繰り越すものであります。

61ページの第7款土木費の支出済額は4億4,412万5,385円で、主な支出は、第1項の土木管理費の土木総務費では職員人件費や、道路台帳修正業務、地籍調査事業などに。

第2項の道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では、職員人件費に、道路橋りょう維持費では町道維持補修事業に。

63ページ、道路橋りょう新設改良費では、町道本地汐ノ津呂線道路舗装工事、町道船付線道路整備工事、町道小山3号線道路整備工事などに。

第3項の河川費の河川総務費では海岸環境清掃業務委託事業などに、河川施設費では準用河川改修工事に、砂防費では国補急傾斜地崩壊対策事業に要した経費であります。

第4項港湾費の港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費であります。

65ページをご覧ください。

第5項の都市計画費の都市計画総務費では職員人件費、公園費では第24回全国「みどりの愛護」のつどい負担金、県営公園事業負担金などに。

第6項の住宅費では町営住宅管理に要した経費などであります。

また、63ページに戻っていただきまして、第3項河川費、第3目砂防費に記載されております繰越明許費の1,358万114円は、急傾斜地崩壊対策事業負担金、また、第4項港湾費、65ページの第2目港湾施設費に記載されております繰越明許費の10万2,560円は、港湾施設整備事業負担金を平成26年度へそれぞれ繰り越すものであります。

次に、67ページ、第8款消防費の支出済額は5億7,280万8,011円で、主な支出は第1項消防費の常備消防費では三重紀北消防組合への分担金、非常備消防費では消防団出動事業、消防団員活動事業、消防施設費では小型動力ポンプ付積載車購入に。

69ページの災害対策費では防災行政無線管理事業、地震・津波災害避難路通路等整備事業、自主防災組織対策事業などに要した経費であります。

次に、第9款教育費の支出済額は7億4,206万5,813円で、主な支出は第1項の教育総務費の事務局費では職員人件費、スクールバス運行業務委託事業に。

71ページ、第2項の小学校費では、小学校11校の管理運営に要した経費、また、各小学校の改修事業に要した経費であります。

73ページをご覧ください。

教育振興費では、各小学校校医報酬、理科教育等設備整備事業に要した経費であります。

第3項中学校費では、中学校4校の管理運営に要した経費のほか、各中学校の改修事業に、教育振興費では、各中学校校医報酬、理科教育等設備整備事業などに。

75ページ、第4項の幼稚園費では職員人件費、幼稚園3園の管理運営経費に要した経費であります。

第5項の社会教育費の社会教育総務費では職員人件費、町民センター図書室備品購入などに。

77ページの公民館費では公民館の管理運営に、郷土資料館費では郷土資料館の管理運営に、文化財調査費では特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費であります。

79ページをお願いします。

第6項の保健体育費の保健体育総務費では、社会体育団体活動等助成事業に、給食施設費では各学校・給食センター等給食施設の管理運営に、体育施設費では社会体育施設の管理運営、海山体育館整備工事などに要した経費であります。

81ページの第11款の公債費の支出済額は14億 425万 3,579円で、公債費元金と利子の償還であります。

第14款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額96億85万 8,310円に対しまして、支出済額は92億 8,813万 3,466円、繰越明許費繰越額が 9,193万 6,674円、その結果、差し引き不用額は、2億 2,078万 8,170円とあいなりました。

次、83ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額97億 6,697万 5,000円から、歳出総額92億 8,813万 3,000円を差し引いた歳入歳出差引額は4億 7,884万 2,000円となり、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源 2,290万 5,000円を差し引いた4億 5,593万 7,000円を実質収支額として、平成26年度へ繰り越すものであります。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたします。

前年度に比べ増減のあったところのみ説明させていただきます。

それでは85ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1 公有財産の(1)土地及び建物でございますが、土地について区分欄の公共用財産、学校の土地のところは753平方メートルの減となっております。これは海野小学校用地内における砂防工事に伴う三重県に売却したものであります。

また、その他の施設、土地が221平方メートルの減となっております。これは紀北町赤羽生活改善センター敷地の売却によるものであります。

宅地の45平方メートルの減につきましては、紀北町赤羽生活改善センターの売却に伴う売買相手方の所有する土地と隣接する普通財産である宅地を売却したためのものと、海山区島勝浦において急傾斜地崩壊防止工事に伴い三重県に売却したものであります。

その他の72万2,802平方メートルの増につきましては、紀北町開発公社解散に伴う山林の寄附を受けたものであります。

土地の合計では72万1,783平方メートルの増となっております。

次に、建物でございますが、建物の木造について区分欄、公共用財産、公営住宅の86平方メートルの減につきましては、海山区にあります相賀団地2戸と、紀伊長島区にあります赤岩団地1戸を取り崩したものであります。

その他の施設17平方メートルの増につきましては、キャンプinn海山コテージユニットバスほか増築によるものであります。

木造建物の合計では69平方メートルの減となっております。

建物の非木造について、区分欄、公共用財産、その他の施設の建物が67平方メートルの増となっております。これは紀北町赤羽生活改善センターの売却と、環境衛生センターストックヤード建設による増を合計したものであります。

非木造の建物合計では67平方メートルの増となっております。

(2) 山林につきましては、所有で4万8,800平方メートルの増となっており、貸付林では4万8,800平方メートルの減となっております。これは貸付林の返還によるものです。

立木の推定蓄積量につきましては、所有では木材の成長による5,787立方メートルと、分収造林では、伐採による7,887立方メートルの減であり、合計2,100立方メートルの減であります。

(3) の物権の移転はありませんでした。

86ページをご覧ください。

(4) の出資による権利のところ、出資金が全国遠洋沖合漁業信用基金協会で30万円増額となっておりますが、これは増資によるものであります。

(5) の出捐金につきましては、増減はありませんでした。

87ページをご覧ください。

2 の物品についての増減であります。軽乗用車が新規登録により 1 台増、小型乗用車が廃車により 4 台減となっております。軽貨物自動車では廃車による 1 台減、新規登録による 2 台の増、また、リサイクルセンターの軽トラックの購入により軽貨物自動車が 2 台増となっております。小型貨物自動車につきましては、リサイクルセンター用 2 t ダンプの購入により 1 台の増となっております。

3 の基金につきましては増減であります。区分動産の有価証券のところでは、2 億 3,998 万 8,000 円の増額となっております。これは地域振興基金の中から債券を購入したことによるものであります。

預金、一般会計では、財政調整基金 3 億 5,345 万 4,000 円、減債基金では 4,111 万 8,000 円を積み立てており、地域づくり事業基金 1,469 万 8,000 円、福祉事業基金 133 万 6,000 円を取り崩し、環境衛生施設整備基金で 1 億円を積み立てております。

地域振興基金では 1 億 1,551 万 2,000 円の減となっております。今年度の積み立て分から債券購入に充てた額を差し引いたものであります。

また、ふるさと応援基金 200 万円を積み立てし、交通安全対策事業基金 392 万 5,000 円、災害援護資金貸付償還事業基金 41 万 5,000 円を取り崩し、小計では 3 億 6,068 万 6,000 円の増となり、特別会計では、国民健康保険財政調整基金で 3,149 万 5,000 円、指定介護老人福祉施設基金 810 万 8,000 円を取り崩し、小計では 3,960 万 3,000 円の減となり、基金全体では平成 25 年度中に 5 億 6,107 万 1,000 円を増額いたしております。

#### 協博彦会計管理者

続きまして、認定第 2 号 平成 25 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の 79 ページをご覧ください。

認定第 2 号 平成 25 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 4 日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書 96 ページからの平成 25 年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別

明細書をご覧ください。

第1款の国民健康保険料の調定額は5億8,605万891円で、これに対し収入済額は4億4,073万5,902円で、収納率は75.20%、前年度は75.26%でありましたので0.06%の減となり、このうち現年度分の収納率は94.01%、過年度分の収納率は17.71%であります。

次、第3款使用料及び手数料の収入済額7万8,904円は、保険料の督促手数料であります。

第4款国庫支出金の収入済額は5億7,575万70円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と、98ページ、高額医療費共同事業負担金などがあります。第2項の国庫補助金は医療費の支払いに対する財政調整交付金などがあります。

第5款療養給付費交付金の収入済額は1億9,811万4,534円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費に対する交付金であります。

第6款前期高齢者交付金の収入済額は7億5,092万2,724円で、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者医療費に対する交付金であります。

第7款県支出金の収入済額は1億4,199万1,222円で、第1項の県負担金は高額医療費共同事業負担金など、第2項の県補助金は県財政調整交付金であります。

第8款共同事業交付金の収入済額は3億4,594万9,793円で、次のページ、100ページの三重県国民健康保険団体連合会からの高額医療費共同事業と、保険財政共同安定化事業に対する交付金であります。

第9款財産収入の収入済額は1万2,602円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子であります。

第10款繰入金の収入済額は1億7,346万1,616円で、一般会計等からの繰入金であります。

第11款繰越金の収入済額は1億489万4,398円で、前年度の歳計剰余金であります。

第12款諸収入の収入済額は106万7,100円で、次のページ、102ページの雑入の中の一般被保険者第三者行為損害賠償金などがあります。

以上、歳入合計では、予算現額27億8,806万9,000円に対する調定額は28億7,829万3,854円あります。調定額に対しまして収入済額は27億3,297万8,865円、不納欠損額621万8,320円、収入未済額が1億3,909万6,669円となりました。

続きまして104ページからの歳出をご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は3,280万4,257円で、主な支出は第1項の総務管理費では職

員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項の徴税费では保険料の賦課徴収などに要した経費であります。

第2款保険給付費の支出済額は18億 6,283万 9,153円で、主な支出は106ページにかけてまして、一般及び退職被保険者療養諸費と高額療養費、出産育児一時金、108ページの葬祭費の支払いなどに要した経費であります。

第3款後期高齢者支援金等の支出済額は2億 9,313万 180円で、主な支出は社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等であります。

第4款前期高齢者納付等の支出済額は28万 8,766円、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金等であります。

第5款老人保健拠出金の支出済額は1万 3,950円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金であります。

110ページをご覧ください。第6款介護納付金の支出済額は1億 3,139万 216円で、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金であります。

第7款共同事業拠出金の支出済額は2億 8,286万 6,312円で、高額医療費や保険財政安定化などの共同事業のための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

第8款保健事業費の支出済額は1,918万 8,797円で、特定健康診査等事業及び保健指導などに要した経費であります。

第9款基金積立金の支出済額は1万 2,602円で、国民健康保険財政調整基金への積立金であります。

112ページをご覧ください。第10款公債費の支出はございませんでした。

第11款諸支出金の支出済額 2,666万 1,169円は、平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金、平成24年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金等の交付額の確定による返還などに要した経費であります。

第13款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額27億 8,806万9,000円に対しまして、支出済額は26億 4,919万 5,402円となり、その結果、差引不用額は1億 3,887万 3,598円とあいなりました。

114ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額27億 3,297万 9,000円から、歳出総額26億 4,919万 6,000円を差し引いた歳入歳出差引額は 8,378万 3,000円となり、これを平成26年度へ繰り越すものであります。

**脇博彦会計管理者**

続きまして、認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の80ページをご覧ください。

認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書 121ページからの平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書  
をご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の調定額は1億3,645万1,608円、収入済額は1億3,370万4,331円で、収納率は97.99%、前年度は98.37%でありましたので0.38%の減となり、このうち現年度分の収納率は98.90%、過年度分の収納率は42.53%であります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は5,480円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料の収入であります。

第4款繰入金の収入済額は3億7,721万2,826円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金の収入済額は728万5,786円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款諸収入の収入済額は2,059万1,784円で、平成24年度療養給付費負担金の精算金等  
等であります。

以上、歳入合計は、予算現額5億4,310万7,000円に対する調定額は5億4,154万7,484円  
であります。調定額に対しまして収入済額が5億3,880万207円、不納欠損額が13万7,599円、  
収入未済額は260万9,678円とあいなりました。

続きまして、123ページからの歳出を説明いたします。

第1款総務費の支出済額は927万8,178円で、主な支出は第1項総務管理費で職員人件費  
や一般事務に要した経費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億210万1,315円で、三重県後期  
高齢者医療広域連合への納付金であります。

第4款諸支出金の支出済額は2,737万8,406円で、主な支出は平成24年度後期高齢者医  
療特別会計精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上、歳出合計は予算現額5億4,310万7,000円に対しまして、支出済額が5億3,875

万 7,899円となり、その結果、差引不用額は 434万 9,101円とあいなりました。

125ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 5億 3,880万円から、歳出総額 5億 3,875万 8,000円を差し引いた歳入歳出差引額は 4万 2,000円となり、これを平成26年度へ繰り越すものであります。

#### 協博彦会計管理者

続きまして、認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の81ページをご覧ください。

認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

132ページからの平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款サービス収入の収入済額は 1億 6,564万 7,184円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入であります。

第4款寄附金の収入済額はございませんでした。

第5款繰入金の収入済額は 1,361万 5,000円で、紀北町指定介護老人福祉施設基金からの繰入金であります。

第6款繰越金の収入済額は 587万 7,378円で、前年度の歳計剰余金であります。

第7款諸収入の収入済額 139万 5,060円で、主な収入は第3項の利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金であります。

以上、歳入合計では予算現額 1億 8,744万 4,000円に対する調定額は、1億 8,653万 4,622円であり、調定額に対しまして収入済額は 1億 8,653万 4,622円、収入未済額は 0円となりました。

続きまして、134ページからの歳出をご説明いたします。

第1款総務費の支出済額は 1億 6,472万 9,836円で、職員人件費や事務、施設管理、また施設の屋上防水改修他工事などに要した経費であります。

第2款サービス事業費の支出済額 306万 7,165円で、居宅介護サービス事業に要した需



要費などであります。

第3款基金積立金の支出済額は550万7,000円で、紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に要した経費であります。

第4款公債費の支出はございませんでした。

136ページをご覧ください。

歳出合計は予算現額1億8,744万4,000円に対しまして、支出済額が1億7,330万4,001円となり、その結果、差引不用額は1,413万9,999円とあいなりました。

138ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億8,653万5,000円から、歳出総額1億7,330万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,323万1,000円となり、これを平成26年度へ繰り越すものであります。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要を説明させていただきました。

十分ご審議のうえ、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 中本衛議長

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

久保水道課長。

#### 久保健作水道課長

認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計の決算内容を説明させていただきます。

議案書82ページをご覧ください。

認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

なお、平成26年度からは新会計基準での運営となっておりますので、今回の決算報告は旧会計制度での報告となります。

それでは、決算書の2ページ、3ページをよろしくお願いいたします。

#### (1) 収益的収入及び支出

収入、これは税込み額で示しております。

第1款水道事業収益の決算額は3億7,939万1,343円で、予算額に対して584万9,657円の減額となっております。

第1項営業収益の決算額は2億5,574万8,534円で、主なものは紀伊長島区と海山区の上水道使用料2億5,257万1,497円でございます。

第2項営業外収益の決算額は51万8,454円で、主なものは預金利息、土地貸付料、水道事務所企業債償還利子補助金等であります。

第3項簡易水道営業収益の決算額は1億1,191万6,520円であります。主なものは紀伊長島区と海山区の簡易水道使用料1億1,132万9,411円であります。

なお、平成25年度の水道料金収納状況でございますが、上水道・簡易水道事業における現年度調定額は3億6,390万908円に対し、収納額は3億5,805万16円で、昨年度の収納率98.12%と比較して0.27%上回る98.39%となりました。

次に、第4項簡易水道営業外収益の決算額は1,120万7,835円で、簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金であります。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は3億6,221万6,829円で、予算額に対して1,266万5,171円の減額となっております。

第1項営業費用の決算額は2億2,704万2,488円で、不用額は356万6,217円あります。主なものは職員10名分の給与費、減価償却費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費等であります。

第2項営業外費用の決算額は1,961万6,295円で、主なものは企業債償還利息、消費税納付であります。

第3項簡易水道営業費用の決算額は9,375万9,132円で、不用額は843万868円あります。主なものは職員1名分の給与費、減価償却費、固定資産除却費、検針・集金業務委託料、水質検査業務委託料、水源地の動力費等であります。

第4項簡易水道営業外費用の決算額は2,160万1,892円で、簡易水道企業債償還利息でございます。

第5項特別損失の決算額は19万7,022円で、これは過年度水道料金の減額更正分でございます。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

## (2) 資本的収入及び支出

収入の第1款資本的収入の決算額は1億9,110万1,132円で、予算額に対して99万

7,868円の減額となっております。

第1項負担金の決算額は720万円で、消火栓1基40万円の18基分となっております。

第2項補助金の決算額は5,350万1,132円で、主なものとして簡易水道企業債償還元金補助金と、古里・道瀬簡易水道施設整備費国庫補助金であります。

第3項企業債の決算額は1億3,040万円で、古里・道瀬他、簡易水道施設整備費に伴う起債でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の決算額は3億7,505万359円で、不用額は2,983万4,641円であります。

第1項建設改良費の決算額は2億3,032万90円で、不用額は2,983万3,910円あります。この支出の詳細につきましては、決算付属書類の15ページに200万円以上の建設改良工事として掲載しております。

第2項企業債償還金の決算額は1億4,473万269円となっております。主な支出としましては、上水道企業債、簡易水道企業債の償還元金です。詳細につきましては、決算付属書類の18ページに掲載しております。

なお、収益的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,394万9,227円は、消費税資本的収支調整額821万5,714円、損益勘定留保資金1億4,323万4,149円、建設改良積立金3,249万9,364円で補てんいたしました。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

平成25年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

これは2ページ、3ページの収益的収入及び支出の各項目別の決算額によりまして、平成25年度の純利益を求めたものでございます。

決算額は税抜きでの表示となっております。

1. の営業収益でございますが、(1)の給水収益と(2)のその他営業収益の合計が、2億4,357万6,168円でございます。

2. の営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費から(6)その他の営業費用の合計が、2億2,455万8,804円でございます。

3. の営業外収益の(1)受取利息から(3)の補助金の合計額が、51万9,636円。

4. の営業外費用合計が、1,460万1,795円でございます。

この結果、上水道の水道事業経常利益は493万5,205円となりました。

簡易水道事業でございますが、5. の簡易水道営業収益の合計額が、1億 658万 8,326円でございます。

6. の簡易水道営業費用の合計額が、9,222万 4,300円でございます。

7. の簡易水道営業外収益は 1,120万 7,835円。

8. の簡易水道営業外費用は 2,160万 1,892円でございます。

この結果、簡易水道経常利益は 396万 9,969円となりました。

上水道・簡易水道事業の経常利益合計が、890万 5,174円となり。

7 ページ、9. の特別損失18万 7,771円を差し引きまして、当年度純利益は 871万 7,403円となりました。

前年度繰越利益剰余金は 8,173万 3,427円でありましたが、当年度未処分利益剰余金は 9,045万 830円となりました。

次に、8 ページ、9 ページをご覧ください。

平成25年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

金額につきましては税抜きの額で示しております。

まず、8 ページの資本金の欄の自己資本金ですが、建設改良積立金 3,249万 9,364円を取り崩しましたので、当年度末残高は5億 6,112万 9,442円となりました。

次に、借入資本金ですが、企業債を1億 4,473万 269円償還したため当年度末残高は16億 8,772万 5,370円となりました。

次に、利益剰余金ですが、減債積立金は変動がありませんでしたので、当年度末残高は3,163万 7,902円となりました。

建設改良積立金は 3,249万 9,364円を取り崩しましたので、当年度末残高は1億 5,743万 5,615円となりました。

未処分利益剰余金は、当年度純利益は 871万 7,403円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は 9,045万 830円となり、利益剰余金の合計は2億 7,952万 4,347円となりました。

9 ページの資本剰余金ですが、受贈財産評価額につきましては4万 5,200円の受け入れがありましたので、当年度末残高は2億 7,188万 698円となりました。

次に、一般会計補助金ですが、3,443万 132円の受け入れに特定収入消費税及び地方消費税額 150万 900円を差し引いた額の当年度末残高は3億 5,960万 8,372円となりました。

次に、県費補助金につきましては34円の除却損による補てんがありましたので、当年度

末残高は 7,651万 3,866円となりました。

次に、国庫補助金ですが、1,907万 1,000円の受け入れに、除却損の補てん 300万 4,008円と、特定収入消費税および地方消費税額90万 8,143円を差し引いた額の当年度末残高は5億 3,836万75円となりました。

工事負担金ですが、720万円の受け入れと、特定収入消費税及び地方消費税額34万 2,857円を差し引きまして、当年度末残高は7億 7,050万 581円となりました。

その他の資本剰余金及び災害補助金につきましては、変動がございませんでしたので、資本剰余金合計の当年度末は20億 6,331万 8,341円となり、資本合計の当年度末残高としましては45億 9,169万 7,500円となりました。

次に、8ページ下の表をご覧ください。

平成25年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。ここにつきましては議案第58号でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

平成25年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

まず、資産の部ですが、1. の固定資産の合計額は42億 1,610万 6,773円。

2. の流動資産の合計額は3億 8,007万 5,912円で、資産の合計としましては、45億 9,618万 2,685円であります。

次に、11ページの負債の部ですが、3. の流動負債の合計額並びに負債の合計額は 448万 5,185円であります。これは未払金であります。

次に、資本の部ですが、4. の資本金の合計額は22億 4,885万 4,812円。

5. の剰余金の合計額は23億 4,284万 2,688円で、資本の合計としましては、45億 9,169万 7,500円で、負債資本の合計額は45億 9,618万 2,685円であります。

これは10ページの資産の合計と合致いたします。

次に、12ページからは決算付属書類となっております。主なところを説明させていただきます。

13ページにつきましては、平成25年度紀北町水道事業報告書となっております。

14ページは議会の議決事項と職員に関する事項でございます。

水道課の総職員数においては、前年度と同数でございます。

15ページは4ページでご報告いたしました建設改良費、200万円以上の建設改良工事の詳細でございます。主なものとしましては、江ノ浦地区配水管布設替工事、船津地区配水

管布設替工事第1工区、また中桐・前山間バイパス配水管布設工事、また24年度から25年度に繰り越しいたしました古里・道瀬地区配水管布設替工事でございます。古里・道瀬地区につきましては、平成26年3月をもって工事が完了しております。

16ページにつきましては、事業会計の業務量についてでございます。

給水戸数は、平成26年3月末の給水契約件数です。平成24年度に対し上水道・簡易水道合わせて138戸の減となっております。

年間有収水量率は、有収水量を総配水量で除した率であり、有収水量率が上がれば利益率が良くなることとなりますので、漏水調査などを行い、年次計画を立てて配水管の布設替等を実施し、有収水量の向上に努めてまいります。

17ページは収入、費用に関する事項です。6ページの損益計算書の抜粋でございます。

18ページは、重要契約の要旨としまして500万円以上の工事契約と企業債の概況です。

19ページから22ページは収益、費用の明細で、これらも税抜きで表示しております。

23ページから24ページは固定資産の明細書。

25ページから30ページは企業債の明細書でございます。

以上が、平成25年度紀北町水道事業会計決算書の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 中本衛議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

---

#### 中本衛議長

ここで、午後2時40分まで休憩とします。

(午後 2時 25分)

---

#### 中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 40分)

---

## 中本衛議長

これから、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について3回以内となっています。

委員会での審査は十分にできますので、自分が所管する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

---

## 日程第10

### 中本衛議長

日程第10 議案第47号 地域自治会の設置に関する協議会を廃止する条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

12番 松永君。

### 12番 松永征也議員

47号議案はですね、地域自治区をですね、平成28年の3月末をもって廃止をしようとするための議案でありますけどもね、現行の地域自治区でありますけども、この経緯につきましてはですね、合併後のですね、均衡ある町づくりをですね、円滑に推進していこうという目的で、合併特例法に基づいて設置されたものであります。

したがってですね、法人格を有する地域自治区であるわけでありましてね。そのためにですね、住所表示において、例えば戸籍簿とか、また土地の登記簿等においてもですね、区の表示が必要であったわけでありまして、そのために特に紀伊長島区の住民の方におかれましてはですね、字数がですね、大変多くなったというようなことで、何かとご不便をおかけしてきたことと思われまして。

しかしね、まだ町の一体化はですね、まだ道半ばであると思うんです。それというのはね、行政にとって最も重要であると思われるですね、住民への情報伝達ですね。これにお

いてですね、まだまだ1つの町と言えない、CATVですか、町の行政放送、紀伊長島区は多分100%でしょうけども、海山区においてはまだまだ一部です。70%ぐらいわかりません。そのことについてもお聞きしたいと思います。

またね、区の名称をとった場合ですね、紀伊長島区と海山区を比較しますと、紀伊長島区ではですね、例えば西長島とか東長島の名称は残る。しかし、海山区ではですね、もう全く海山区、海山の字が残らないということになります。そのようなことからですね、海山区において、住民から異論というのかね、異論が出ないかどうかね、その辺を私どもが心配をいたしますが、町長はどのようにお考えなのでしょう。

#### 中本衛議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

私にということなんで、お答えをさせていただきますが、以前から申し上げておりますように、真の一体化した町になるためにはね、やはりこういった紀北町という形で括って、我々は今までも、もうすでにそういう観点でやってきておりますが、そういう形でやっていきたいということでございます。

そういった意味で、いろいろとご不満とかですね、合併そのものにまだご不満をお持ちの方もいらっしゃるのも事実です。そういうお話も聞きますが、私といたしましてはですね、この全協を行いまして、私が地域自治区の全体会議、それから副町長はじめ総務課長等がですね、いろんな各種団体、これはもうもちろん紀北町という名前を冠した団体もでございますし、ほかの団体もでございますが、そういったところを回らせていただいて、特にですね、そういった団体の代表される方からご異論等がございませんでしたので、我々としては先の全協でも説明させていただきましたように、28年3月31日をもってですね、地域自治区を廃止ということで、おおむねご理解を得られたという判断のもと進めていきたいと、そのように思っております。

#### 中本衛議長

松永君。

#### 12番 松永征也議員

6月の全員協議会のときも申し上げたことなんですけども、ご存じのようにですね、この地域自治区にはですね、二通りあるんですね。現行の地域自治区は合併特例法に基づくもの。もう一方はですね、地方自治法に基づいた地域自治区もあるわけですね。私はね、



こちらのほうへ移行してはどうかという考えを持つわけなんですけども、結局は、現在は法人格を持っておりますけども、地方自治法による地域自治区はですね、いわば任意の一般制度と言われる地域自治区ですね。私ども3年ほど前に愛知県の豊田市の稲武ですか、稲武地区、ちょっと視察に行きましたけども、そこはそういうような任意の地域自治区であったわけです。

柔軟に対応すべきではないんかと思うんですが、法的にはね、私の今申し上げておりますことは可能なんかどうか、ちょっと執行部のほうにお聞きをいたします。

#### 中本衛議長

下田副町長。

#### 下田二一副町長

今、松永議員がおっしゃった手法なんですけど、確かに合併特例法によって地域自治区を設置していて、それをですね、地方自治法を根拠にする地域自治区に移行することは法的に可能です。ただ、私ども今、地域自治区のほう期限を設定しておりませんので、わざわざそういう根拠を変えて設置し直すという、ちょっと理屈がないのではないかと考えてます。もし残したいというのであれば、現行のまま残せばいいことでありますので、ということでございます。

#### 中本衛議長

松永君。

#### 12番 松永征也議員

現行のね、地域自治区においてはですね、住所表示がね、長くなるというネックがあって、これが基本になっておると思うんですね、いろいろ意見の出てる。そのようなことで、可能であればですね、地方自治法に基づく地域自治区に移転して、そして柔軟にね、急激なね、影響を与えないようにすべきではないんかと思うんです。現にですね、海山区においては事業所等ですね、海山という字を付けておるとこは、そういうところもね、多々あるわけなんです。そのようなことで、そのように移行をしたらどうかと思うんですけども、もう一度お聞きをしたいと思います。

#### 中本衛議長

下田副町長。

#### 下田二一副町長

先ほどの合併特例法に基づくものから、地方自治法に基づくものへの移行でございます

けども、今と同じ区割りをそのまま移行すれば、住所表記もそのままということになりますので、区の名称はとれませんということでございます。

**中本衛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、法律上のものは副町長から答えていただきました。そういう意味ですね、その中で答えたように、もしこういったものを残すのであれば、もう今のままで行けば良い。しかし、我々としては全協でも説明させていただいたように、もう1つの町としてとらえて実行しておりますので、そういったことで地域自治区を解消するという方向であります。

それと、もう1点、住所表記が長いというのが基本だと言いますが、それは1つの要件でございますので、我々といたしましては、それに特化して住所だけを短くするためにということではございませんので、その辺だけはご理解いただきたいと思います。

**中本衛議長**

18番 北村博司君。

**18番 北村博司議員**

ただいまのご議論の関連のようなことになりますが、これ副町長は当時、県ね、紀北県民局へ出向しておられて、この議論はよくご存じのはずですね。当時からの合併特例法に基づくものと、地方自治法に基づくものとの両方の議論が長島側ではあったわけですよ。この合併特例法に基づくご提案は、旧海山町から出されたものです。それで、合併特例法に基づくもので、当時、区制をしいたのは私の記憶にある限り全国で6例しかありません。ね、副町長。

それで、ほとんどが吸収合併のケースですね。大きい人口10万、20万人のところ数千人の町村のとき、存在を残すために、この合併特例法の地域自治区をつけて、ほぼ人口も財政規模もほぼ一緒のこの両町のようなところが、合併特例法に基づく地域自治区をつくった例はほかにはありません、当時。それでお聞きするんですが、現在、いくつ残ってますか、合併特例法に基づく地域自治区は。

それと、このときに当時の合併協議会の法定協の会長である塩谷さんがご提示なさった背景の1つがですね、特別職を配置すると、両地域自治区に。それと合併特例債も配分するというご提案もなさったです。これは記録に残っていると思いますね。副町長はご記憶のはずです。それだったら合併する意味がないと、使えるお金は両区に最初から決めてお

こうというご提案でしたよ。それで非常にその辺が議論の的になって、今の形に名前だけ残したということで落ち着いたわけです。苦渋の決断という言葉使われましたけども。当時からあったという、どちらを使うかという話は。

旧長島のほうでは、地方自治法に基づく、どうしても置かんなんというのやったら、そうしたらというご提案あったんですけども、法定協ではこうなったんです。それについて私の記憶が正しいかどうか。それと今、いくつ残っているか、お尋ねするということと。パブリックコメントをとられたというんですが、何件ご意見ありましたか。で、どんな内容でしたか。

それと、もう1つは、前の全協でも申し上げましたけれども、両区に同じ小字名が3つありますね。それで誰か、どなたかは大字名で表示するから関係ないと言われたんですが、例えば長島であれば長島何百、例えば長島の新町は私の生家が新町 970番地ですから、公的には長島 970番地で表示するから、両方に小字名があってもいいという、3つありますね。ちょっと改めて、自治会あたりはどう表示するんですか。町内会は小字名でしておるでしょう。担当はどこですかね、住民課か。長島何百何十何番地から何百何十番地町内会というような表示するんですか。小字名でするんでしょう。ちょっとその辺のお答えいただきたい。

#### 中本衛議長

下田副町長。

#### 下田二一副町長

それでは、私のほうからは合併協議のときの経緯、それから今の地域自治区の数について、お答えさせていただきます。

実はですね、私は合併の法定協議会のほうに参加させていただいておりませんので、確かに県民局にはおったんですけども、ちょっと実は議論の詳しい経緯は存じておらんですけども、確かに地域自治区、あるいはもう1つ合併特例区というのがあるんですが、その議論がされていたというお話は何っております。はい。

それから、もう1つですね、これは平成26年の4月1日現在でございますけれども、合併特例法に基づくものは30団体で設置をされております。その後、合併議論は続いておりましたんで、はい。

#### 中本衛議長

総務課長。

## 堀秀俊総務課長

それでは、私のほうからパブリックコメントについて、その前には関係団体のほうも23団体といたしますか、事業所を回らせていただきました。それで、それにつきましては廃止することに特に支障がないということで、確認をさせていただきまして、なおかつパブリックコメントは、はじめ、当初実施する予定ではなかったんですが、やはり個々の意見も求めたいということで、7月28日から8月27日の1カ月間の中で、パブリックコメントの募集をさせていただきました。

それで、応募にはですね、4件ございまして、そのうち3件はですね、もうできるだけ早く廃止されたいという意見でした。あと1件はですね、合併そのものに当時のことにも踏み込んだご意見と、この自治区に関しましては、廃止には時期尚早であろうというご意見でありました。

それから、きちんと文面でいただいたのはその4件でありまして、あとはですね、電話でのご意見ということで4件ほどありました。その4件につきましては、廃止することには賛成であると、できるだけ早くというご意見でした。以上です。

## 中本衛議長

あと両区、字名。

住民課長。

## 脇俊明住民課長

すみません。紀伊長島区に関しましては、よく存じあげておりませんが、海山区に関しまして、相賀区の中に新町という町があるんですけれども、あれは小字ではございません。小字でいきますと、旧ですと、海山町大字相賀字細工屋とか、そういった小字というのは、また別な名前がございます。新町というのは行政区の名称になると思います。以上でございます。

## 中本衛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

今、課長が申し上げたようにですね、長島区と海山区自体が、もうそういった名称の仕方がですね、違います。我々その自治会自体もですね、区が長島区 106だったと思うんですが、区という形。海山区は22だったかな、22か23だと思います。そういう形ですね、区とかそういうのも違うんです。だから今、通称のような形で横町、新町と言ってますけ

ど、うちだったら賀字細工屋何々なんですよ。ですから、そういった部分があって、行政区のそういう区割りと町が使っている、そういう新町、横町、本町ですね、そういった名前があるんで、区の中でそういう何々区という問題になってきたらですね、また今後、この間に検討させていただきたいと思いますけど、海山区の場合はそういった、ですから、区の名前で重なる部分がないです。

#### 中本衛議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

海山の状況はわかりました。

これね、郷土史に詳しい、私は教育委員会にお答えいただきたいんですが、江戸時代ですね、徳川家が紀州藩に入ってきて、頼宣かな、そのときに大庄屋制度設けましたね。それで長島浦は3つの町に分けたんです。新町組、横町組、本町組です。これが江戸時代の公式名称です。通称じゃありません、町長。通称じゃありません。れっきとした300年間の名称です。海山の事情は私は知りません。粉本組ですね、相賀はね。町長、相賀は粉本組ですね、確かね、江戸時代はね。ご存じない方はちょっと沈黙しておいてください。

長島浦の庄屋というのはない、存在しないんですよ。新町組庄屋、横町組庄屋、それから本町組庄屋、これは明治になるまで村制度が敷かれるまでそうだったんです。つまり本来、一番正式なものです。ですから、ちょっとその辺の理解を改めてください。ですから、私は、例えば新町は5区まで分かれておるのかな、あれが。多いところは中ノ島は10区ぐらい分かれておるのかな。出垣内も5つか6つに分かれてますね。それで町内会が編成されてますね。だからその被ってくる可能性はあるんだったら、きちんと歴史的背景も考えて、きちんと整理してください。郷土史に詳しい方、多分、教育委員会にいらっしゃるはずやで。その辺についてのお考えはどうですか。

#### 中本衛議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員ね、いろいろな歴史的背景はあると思います。しかしですね、今の、こちらでもちょっとしたら、相賀、海山の区と、例えば横町あったとしますよね、紀伊長島区に横町の区が。でも相賀は相賀区なんです。横町という区はないんですよ。

ですから、そういうことなんで、もしも紀伊長島の区の中でダブるものがあれば、例え

ば何々横町とかね、いろいろ自治会の中でやっぱり議論したり、それは自治会名称という形になりますんで、地域自治区のこととはですね、少し違ってくると思いますんで、海山区に横町区とか本町区、新町区というのはございません。はい。

#### 中本衛議長

ほかにございせんか。

5番 瀧本君。

#### 5番 瀧本攻議員

全協でも町長説明ありましたけどね、私の聞いておる限りにおいてはですね、企業、特に銀行さんですね。悩んでみえますよ。今、百五銀行10月6日にオープンするね。で、百五銀行だけとってある。何々支店て書かへん。銀行さんは非常に苦慮していますよ。僕が言う前に向こうから言ってきたんやから。議員さん、パブリックコメントというたら意識のある人だけやないか。だから僕はアンケート取る必要あると思うよ、禍根を残さんために。

昭和の大合併のときに、昭和29年でしたな。海山町ができたときには、桂城村と引本浦と相賀村と、それから船津村が4つが合併してですね、公募やったんです。それでうみやまちょう、かいざんちょうって、これが当選して1万円もらったんです。私は小学校6年生でした。私はにこにこ町といったで当らなんだ。にこにこ町というのは最近千葉県でできておるよ、20年位前に、合併して。今、川端さんに聞いたらかいざん町と書いたら5,000円もうたかな。あのときに1万5,600人ぐらい人口がおったんですよ。昭和の大合併のときにね。それは親から教えてもうて、海山町って、あのとき海のほうが勢力強かったもんでね、海山町ってついたんです。

だから、総務課長もね、パブリックコメントとかいってね、そんな2、3じゃなくて、僕は絶対にアンケート取るべきやと思うよ。名前変えるんやで、これは。個々のいわゆる地区の名前変えるんやで、個人の名前変えるのも大変なんやで、これ。ちょっと例にとって申し訳ないけどね。だから執行部におかれましてはですね、精査不十分だと思う。私の所管委員会なんですけども、これ所管になったとき町長は出てきやへんで、町長に対してその辺のですね、質問をさせていただきますと。

(「訂正」と呼ぶ者あり)

#### 中本衛議長

それじゃ、先に訂正してください。

北村議員。

#### 18番 北村博司議員

新町の町内会5つやったかなっていうの、今、担当部と3区までですね。1区、2区、3区の3つです。新町1区、新町2区、新町3区、3つです。ちょっと訂正します。議事録の訂正をお願いします。

#### 中本衛議長

じゃ、新町は区にすると3つということですね。はい。

そういうことで訂正をします。

じゃ、執行部答弁。

下田副町長。

#### 下田二一副町長

先ほど瀧本議員がおっしゃいました銀行さんなんですが、私どもですね、7月18日の日に訪問させていただきまして、支店長さんとお話をさせていただいて聞き取りをしましたが、支店長と、はい。特にそのときには異論もございませんでした。百五銀行、海山支店です。これは行かせていただいております。そのときには特に反対意見等はございませんでした。

#### 中本衛議長

瀧本君。

#### 5番 瀧本攻議員

だから、私は百五銀行のこと言ったでしょう。この10月6日に移転するわけだから。百五銀行って書いてあるだけ。町が決めたのに変えるわけです。既存の第三銀行だとか、紀北信用金庫はどうやって変えていくの。それ紀北信用金庫の支店長、僕に聞いてきたんやもん。どないなるんですかって。あんた百五銀行って、県のね、いわゆる所管の銀行が百五銀行やと思っていたら大間違いやで、これ。ローカル銀行聞かなあかんわさ。百五銀行の今建っておるけども、百五銀行と書いて支店名は書いてありません、決まるまで。10月6日オープンやけど。だけど今の第三銀行やとか、紀北信用は海山支店で書いてあるよ。だから我々はですね、ローカルなんやから、第二地銀とか信用金庫やとか、JAへ行って聞かなあかんわさ。

そんなね、第一地銀のですね、百五で聞いてそれでOKというのはね、これはおかしい。パブリックコメントでもあんた10件も聞いてない、電話やとか、私はアンケートやるべき

やと思うよ。それでそうするんやったら、それで決まれば結構やと思うよ。百五銀行だけ行ってね、3件行ったの。そしたら私に1週間か10日前にですね、紀北信用金庫へ行ったらですね、どないなるんでしょうと、これ海山支店とれたら大変になるという腹蔵のない意見を私に言いましたよ。やっぱり官が行くのと私らみたいな一般人が行くのと違いますよ、それは。

**中本衛議長**

下田副町長。

**下田二一副町長**

説明に行かせていただいたのは百五銀行さんだけではなくて、ほかの金融機関さんも行かせていただいていますし、それから団体さんも行かせていただいております。それは紀伊長島の支店もそうですし、海山の支店も行かせていただいております。

それから、支店の名称につきましては、住所と何ら関係がございませんので、海山と使っていたくのは何ら支障はございません。

**中本衛議長**

もう1点、アンケート取る必要があるという質疑がございましたが。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほど副町長も言いました、海山とか紀伊長島と付いているのはいっぱいあります。産地の問題もそうですし、インターもそうです。ですから、これは地域協議会をなくしたからって行って、海山インター、紀伊長島インターというのがですね、別になくなるのかと、そういう問題ではございません。もう国交省変えてくれません、そういう意味では、はい。

そういう意味からすると、各会社でそれぞれ海山使っている、紀伊長島使っているものはですね、皆さん、その会社でその支店名を残すのか、逆に愛着があるのなら海山という、旧、今の海山区のエリアで営業することによって、顧客が海山であれば海山という、そういう名前を残すところもあろうかと思えますし、紀北町で第一、第二って付けるかもわかりません。それはもう各企業さんの問題だと思いますし、今のところアンケート取る気はございません。

**中本衛議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**



非常に丁寧じゃないですな、行政の進め方として。丁寧です、それはね、なってからです  
ね、どういう結果が出てくるかによってですね、そうしたことが良いかどうかと、結果  
責任になりますからね。その辺は申し述べておきます。

中本衛議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 議案第48号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第12

中本衛議長

次に、日程第12 議案第49号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第13

中本衛議長

次に、日程第13 議案第50号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第14

中本衛議長

次に、日程第14 議案第51号 紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番 中津畑君。

14番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。提案理由にもあるように、指定管理者の指定の候補者になるには、公募によらずにできるということになりましたが、これは5つほどその理由を書いていますけれど、実際にこういうトラブルっていうか、選定するときの問題があったのかどうか、実際に。ないのにもかかわらずこういう格好で特例みたいな格好で、その理由はよくわかりますよ。わかりますけど、そういう揉め事みたいなのがあったのかどうか、そ

の点だけをお聞きしておきます。

**中本衛議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

お答えをさせていただきます。先ほど議員が述べられたようなことは起こっておりません。

**中本衛議長**

中津畑君。

**14番 中津畑正量議員**

そしたら、なぜこういう改正されるのか。ちょっとそこのところを聞きたいと思います。

**中本衛議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

お答えをさせていただきます。実は、これまでも公募によらず候補者として選定できるという規定がございます。それにつきましては町が出資公共団体、公共的団体という言葉で表されております。今回、いろんなことを勉強する中で、各地の条例等勉強させていただきました結果、具体的に表示をしてあるところがほとんどでございます。その部分を今回追加ということで、2項に1号から5号まで追加をさせていただきます。公募によらず候補者として選定できる団体をわかりやすくするという目的で変更させていただいております。以上でございます。

**中本衛議長**

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第15

**中本衛議長**

次に、日程第15 議案第52号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第16

**中本衛議長**

次に、日程第16 議案第53号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第17

**中本衛議長**

次に、日程第17 議案第54号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑については分割して行うこととして、4ページの第2表の債務負担行為補正、5ページ、第3表地方債補正から、8ページから10ページまでの歳入についてと、歳出については、11ページの2款総務費から、24ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書まで一括して質疑を行います。

まず、4ページの第2表、債務負担行為補正、5ページ、第3表、地方債補正から、8

ページから10ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

12番 松永君。

**12番 松永征也議員**

4 ページのですね、債務負担行為の追加なんですけどもね、6月の補正でも計上されておりましたけど、また今回も追加されております。この債務負担行為はですね、将来の負担をですね、約束するものであります。今回、内容ではですね、AEDを516万6,000円で、6年間ですか、6年間の年賦というんか、リースで購入しようとするものなんですけども、積立金がですね、58億円もある中で、なぜ現金で購入しないのか、理解がしにくいんですけど、ご説明をお願いいたします。

**中本衛議長**

危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

松永議員のご質問にお答えします。

AEDにつきましては、現在、23台危機管理課のほうで管理しておりまして、そのうち9台がすでにリースに切り替えております。残り14台につきましては、今回リースへの切り替えをお願いするものでございますけれども、なぜ購入せずにリースにするかということでございますけれども、AEDの場合はですね、パットとかの消耗品が2年に1回は替えないといけない。それからバッテリーにつきましてもですね、非常に使用頻度にもよるんですが、持ちが悪くてですね、交換するのが2年ないし3年に1回は替えないといけないということで、これの経費がですね、相当な費用がかかりますので、リースにしますと、その分は全部そのリース会社のほうが持ちますものですから、トータル的なものを計算しますと、購入よりもですね、リースにしたほうが安いということで、今回、リースのほうを計上させていただいております。以上です。

**中本衛議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

もう1点、お聞きしますけども、決算書においてですね、その財政健全化法ですか、これに基づくですね、実質公債比率ですね。また将来負担比率、これの算定にあたってはですね、債務負担行為の額も算入するようになっておると思うんですね。この516万6,000

円、これもですね、そのような扱いになるのかどうかね。そこら辺をですね、説明していただきたい。

**中本衛議長**

財政課長。

**井谷哲財政課長**

健全化の公債費比率につきましては、計算方法としましては、地方債の元金償還金プラス準元利償還金、これは水道法の繰り出ししておる分でございます。そこから引くことの特定期間プラス元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額、これは交付税で算入されていくという意味でございます。それをしますと、これが分子で、分母は標準財政規模から引くことの特定期間元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額ということなんです。これを簡単に言いますと、町税で実際に負担した額を標準財政規模から起債に換算する交付税算入を引く額で割るわけです。

それで、もう1つ、将来負担比率ですね。将来負担比率につきましては、将来、負担額と言いますのは、地方債の現在高とか債務負担行為に基づく支出の予定額、ここらがふくらんできます。それから公営企業等の繰入見込み額とか、それから一部事務組合等の負担金見込み額とかっていうのが入ってきますので、これが将来負担額、そこから充当可能な財源等を差し引いた額、それをまた標準財政規模、それから平成25年度の基準財政需要額算入額で引いたやつで割るわけです。それで公債費に準じた扱いになるということでございます。

**中本衛議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

今回、追加される債務負担行為ですね、これは先ほどの2つの比率ですね、これに関係するということによろしいのでしょうか。もう一度お聞きをします。

**中本衛議長**

財政課長。

**井谷哲財政課長**

将来負担額の比率については関係してきます。はい、以上です。

**中本衛議長**

下田副町長。

## 下田二一副町長

ご質問の件ですね、実質公債費比率におきましても将来負担比率におきましても、債務負担行為を組んだ中で、公債費に準じるようなもの、例えば分割してこう経費を払っていく将来負担、それにつきましてはカウントをしますので、含まれるということで結構です。

## 中本衛議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 中本衛議長

それでは、これで歳入までの質疑を終わります。

次に歳出11ページの2款総務費から、24ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

13番 平野隆久君。

## 13番 平野隆久議員

3点お伺いします。

まず、17ページの農林水産業費の事業補助金ですかね、漁業振興対策事業で、先ほどの説明では水産物ということだったんですけど、もう少し詳しく説明を求めます。

2点目は、18ページの商工費、事業負担金で地域の企業と大学マッチング支援事業と、この内容について説明を求めます。

3点目、19ページの消防費の災害対策費、防災行政無線管理事業ということで620万4,000円、備品購入で防災無線ということでお伺いしたんですけど、この点について、もう少し詳しく説明を求めます。以上の3点の答弁を求めます。

## 中本衛議長

農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

17ページですね、水産業振興費の中の事業補助金446万6,000円の方でございます。こちらにつきましては、漁業振興対策事業といたしまして、三重外湾漁業協同組合から要望が出されております長島港ですね、水揚げ用の水産物搬送用ベルトコンベアー等ですね、更新に対する補助ということで予定してございます。以上でございます。

**中本衛議長**

商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

地域の企業と大学生マッチング支援事業の詳細でございますけども、目的といたしましては、大学生に対しましてですね、この紀北地域、尾鷲と紀北両方の地域産業の理解を深めてもらうということと、ひいては就職につなげていきたいということで、具体的には三重大学、それから三重大学と連携しています立命館大学の学生に対しまして、こちらへ来ていただきまして、地域の企業の状況を見てもらうと、地域の企業の方からプレゼンテーションを行いまして、将来ですね、そういったところで働きたいという人がいれば、こちらに就職できたらということで、そういった事業を行うということでございます。以上です。

**中本衛議長**

危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

防災行政無線のですね、備品購入費でございますけれども、これは戸別受信機の経費でございます。当初でですね、150台分を計上してですね、お認めいただいておりますけれども、さらに150台分を計上させていただきました。これは今、在庫の確保を図っております、今回150台ですね、追加で購入ができるということになりましたので、こちらのほうを計上させていただきました。

**中本衛議長**

13番 平野君。

**13番 平野隆久議員**

まず、1点目の農林水産業費、これは外湾のほうで魚の水揚げのベルトコンベアー、これはもう一般財源の持ち出しということなんですか。補助金があつての補助金ということなのか、その点について答弁を求めます。

あと、2点目の商工費、地域の企業と大学マッチング支援事業、今、課長の答弁では地域の企業に三重大学生と立命館大学と、大学生をできたら地域の企業に最終的には就職をしていただきたいという思いでやるということなんですけど、この地域の企業で大学生を求めるというようなところあるんですか。そこ、そういったところ、地域の企業というのはどういうふうなところがあると考えられているのか。



3点目、消防費なんですけど、これは戸別受信機ということなんですけども、150台プラスということなんですけど、これは前聞いたときは、今ある防災戸別受信機はなかなかもう製造されてないと、新たにという話も出ていたんですけども、これは新たに、今ある受信機とまた違う種類のやつを購入するということになりますか、その点について、3点答弁を求めます。

**中本衛議長**

農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この事業は、あくまでも三重外湾漁業協同組合が行う事業に対して、町が補助を行おうとしようとしている事業でございます。ですので、この財源に、町のほうの財源といたしましては、現在のところ一般財源を予定しておるところでございます。あくまでもこれは三重外湾漁業協同組合が行う事業に対して、町が補助を行うという事業でございます。以上でございます。

**中本衛議長**

商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

企業につきましてはですね、これからちょっといろいろと当たっていくということになると思うんですけども、今、想定されているのはですね、もう大きな企業さんでですね、例えば海洋ゴムさんであるとかですね、そういったところ。そのほかにですね、ギョルメさんであるとか、そういったところを今、視野に入れて考えておるところでございます、将来的にですね、こういった過去からの他所の事例を申し上げますと、伊勢市ではですね、13年ぐらい前からもうすでにやっているんですけども、なかなかすぐに結果が出てないんですけども、最近になってですね、工学部の学生がですね、伊勢市のほうで4名ほど就職したとかですね、そういったケースが出てきておりますので、将来的にですね、そういった学生がこちらにも定着すればというふうな思いの中で、やっていくということでございます。以上でございます。

**中本衛議長**

危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

今回の戸別受信機は、従来のものと全く一緒のものでございます。新しいものにつきましては生産をするかしないかは、まだ決定してないと聞いておりますし、決定したとしてもですね、生産を始めても数年先というふうに聞いておりますので、現在は在庫のほうを探している状態でございます。

**中本衛議長**

平野君。

**13番 平野隆久議員**

まず、1点目の外湾の補助のほう、これ何割補助なんですか。

それと、あと2点目の商工費、これは国庫のほうから半分、あと一般財源ということなんですか。これは継続事業ですか、1年単独事業なんでしょうか、その点についての答弁を求めます。

あと、戸別受信機のほうは、在庫を探しているということなんですけども、これは在庫がなければ、この150台はもう購入できないということ、それとももう在庫はないよという話で、どんどんどんどんまた在庫が出てくるんで、在庫というともう決められた分だけ残っておると、限られると思うんですけど、150台、前のときもそうだったんですけど、在庫探していると、今回も150台して、また在庫探しているという状況なんで、いつまで在庫が探せる状況なんか、ちょっと理解に苦しみますんで、その点について答弁を求めます。

**中本衛議長**

農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

2分の1補助を予定してございます。以上でございます。

**中本衛議長**

商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

この事業につきましては、南部地域活性化基金の事業でございまして、今のところですね、2カ年をしたいということで考えております。以上でございます。

**中本衛議長**

危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

在庫につきましてはですね、現在、この数量 150台につきましては確保されたということですね、台数確保に伴って予算化をさせていただいております。

在庫がいつまで出てくるのかということなのですが、デジタル化に今、移行している市町村が全国にありまして、その市町村が仮押さえというか、確保を図っていたものですね、業者を通じて残っているというのが、判明してくる分がありまして、今回の 150台につきましては、関東のほうで見つかったものということで聞いております。以上です。

#### 中本衛議長

18番 北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

ちょっと関連ですが、17ページの漁業振興基金で、これ実は私、現場にいたんですわ。カツオ船、名前は差し控えますけども、かなり大量揚げて、巻き網も揚げておったかな。で、その巻き網はまた大変なボリュームで、その前に大敷も揚げておって、昼に間に合うようにと、札入れに間に合うようにと急いでおったら、止まってっただですよ、ベルトコンベアーが。

課長もおったかいな、あのとき。とにかく急に水揚げできなくなって、実はそれで入札が遅れる。そうすると築地かどこかが、こうこうで今日中に間に合うとか間に合わんとかいう、かなり深刻な事態になったんですね。もっと早くこれはね、対応してあげないと、外来船どころか、地元の船が水揚げできんようになってしまいますね。

もう少しやっぱりこれは早く予算化すべきで、ほかにも不足しておるんじゃないですか。長島港の水揚げ施設については、いかがですか。これどのぐらいかかりますか。ベルコン、私見ていたときに、2台か3台つないで揚げていましたけども、船から。大丈夫なんですか。そのほかの設備や、例えば、魚いれる魚槽というのか、箱。何か一番多いときは 150 t ぐらい揚がった日がありましたね。巻き網とカツオ船両方で、その事態を考えるともうちょっとこの際きちんとやっぱり整備すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

#### 中本衛議長

農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

確かに、北村議員おっしゃられるとおりでございます。現在使用しておりますベルトコンベアーにつきましても、相当導入してから年数が経っておりまして、故障がちであるということも聞いてございます。

また、その他の施設等につきましても老朽化等の問題、また数量の問題等の問題もですね、私どもも耳にしておりますので、今後、またですね、そういったことの要望についても、またお聞きしたうえで検討を進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**中本衛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員、おっしゃるとおりですね、長島港はいろいろと老朽化もしておりますし、便利の悪いというか、不便なところもございます。そういった中で、産地協議会を立ち上げてですね、議論をしている中で、こういった補助の問題が出てきました。ただ、三重外湾のほうの事情もございまして、これ全額町でするわけではないんで、向こうと調整しながら何がまず優先順位必要なかなということ、ベルトコンベアーとその水のことですね。今回させていただいて、まだまだ長島港についてはこれからです。これからどんどん外湾との予算も踏まえてですね、これからやっていきたいと思っておりますので、今までは合併の関係でなかなか進めることができなかつたというのが、外湾の内部事情ではないかと思っております。これから議員おっしゃるように、老朽化したものについてはですね、しっかりと対応していきたいと、町としてできることはね。はい。

**中本衛議長**

ほかにはございませんか。

14番 中津畑君。

**14番 中津畑正量議員**

19ページの消防施設費ですが、課長、この三浦の火の見櫓の関係でですね、あれは老朽化しておるし、2台ぐらい前だったと思うんですが、ペンキを塗らんとちょっともう早く朽ちるよという話はしておったんです。それで、今度は取り払うということですので、あれにはいうたらスピーカーなんか乗せてですね、自治会も使わせていただいております現実で、この間の台風もあれ使えたら良いのになという話も出たぐらいなんです。それで、火の見櫓を壊したあと、どのようなフォローしていかれるのか、ちょっと簡単で結構ですので、考え方だけ聞いておきたいと思っております。

**中本衛議長**

危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

火の見櫓につきましては、議員おっしゃられたようにですね、スピーカー等も付いておりますもので、そのスピーカーにつきましては、集会所のほうにですね、移設をさせていただこうかなと思っております。撤去したあとにつきましては、何か特別なものに使うということは今、考えてはおりません。

**中本衛議長**

中津畑君。

**14番 中津畑正量議員**

あそこは消防のホースの乾す場所なんですね。それに代わるもの等なんかは、今のところ考えてないんですか。

**中本衛議長**

危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

消防ホースのですね、乾すものにつきましては必要であればですね、設置を考えないといけないんですが、現在の撤去したあとにですね、それを新たにつくるというふうには考えておりませんので、その辺については検討させていただきたいと思います。

**中本衛議長**

ほかにございませんか。

( 発言する者なし )

**中本衛議長**

これで、議案第54号についての質疑を終わります。

---

**日程第18**

**中本衛議長**

次に、日程第18 議案第55号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第19

中本衛議長

次に、日程第19 議案第56号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第20

中本衛議長

次に、日程第20 議案第57号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第21

**中本衛議長**

次に、日程第21 議案第58号 平成25年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第22**

**中本衛議長**

次に、日程第22 認定第1号 平成25年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑については、まず、歳入全般について質疑を行います。

歳出については、29ページの1款議会費から、62ページの6款商工費までと、61ページ7款土木費から、87ページの財産に関する調書まで、分割で質疑を行います。

それでは、11ページから28ページまでの歳入全般について質疑される方はありますか。

18番 北村博司君。

**18番 北村博司議員**

歳入の11ページ、たばこ税ですね、予算は1億4,216万3,000円が、調定では700万円ぐらい減になってますね。この辺についてのちょっと説明をお願いしたいんですが、700万円も下がった理由ですね。

**中本衛議長**

税務課長、お願いします。

**中村吉伸税務課長**

はい、前年度に比べましての売上本数が254万3,109本減額になったためであります。

以上でございます。

中本衛議長

ほかにございませんか。

( 発言する者なし )

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出29ページの1款議会費から、62ページの6款商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、61ページの7款土木費から、87ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

---

## 日程第23

中本衛議長

次に、日程第23 認定第2号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---



## 日程第24

### 中本衛議長

次に、日程第24 認定第3号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第25

### 中本衛議長

次に、日程第25 認定第4号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第26

### 中本衛議長

次に、日程第26 認定第5号 平成25年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

18番 北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

1点だけ、担当外ですんで、この際、聞いておきたいんですが、26年度から古里・道瀬は上水道地区にということですね。それは住民に知らせているんですか、特に知らせる必要はない。

それと、もう1点は、この事業に着手するときかなり議論があったのは、国道だったか長島隧道だったか配管してありますね、送水管を道路下に。それどうするんだ無駄やないかという議論、これ今、海野回りですからね。そのときに将来的にはグルッと上水道をどっちで線が切れても、災害等で壊れてもどっちからでも回せるようにこうやってしておくんだという、確かこれ誰の説明やったかな。そういうことだったんですが、もうそういうふうにつないであるんですか。加田からどっちのトンネルやったかな、下、配管するやつと海野の峠から回ってくるやつは、こう切り替えができるような状態で、上水道地区に編入したというふうに理解してよろしいか。

#### 中本衛議長

水道課長。

#### 久保健作水道課長

ただいまの質問ですけど、まず、古里の完成をですね、周知しておるかということですけど、これはもう前から去年も会議じゃなくて、いろいろと地元のほうには区長さんとか、ご協力のほうをですね、お願いに行きまして、もう完成して今、海野の配水池から来ておるといのは、皆さんも知っておると思います。

それと、長島隧道ですね、前、私も少し聞いたこともありまして、古里側のほうと今、隧道側のほうとつなげるように工事は前にしておるといのは聞いて、しております。ただですね、それがまだ今後ループ状の形がとれるような形というのを、もっと検討せなにかんところもあるというような話で、完全、つながってはおるんです。ただ、ループ状でまたそれを運営していくという中には、加田までの高低差とか、そういったものもありますので、まだ完全にそういう形がとれてないというのが、現在の状況なんですけど、一度ちょっとここはですね、調べて、また調べさせてください。

#### 中本衛議長

18番 北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

ちょっと申し訳ないけど、ちょっと今、理解しにくかった説明なんやけども、これ古里・道瀬の一本化の事業のときに、議会内にかなり異論が出たんですよ。それであそこにどうして加田からくる管を使わんのだという議論が、かなりありましたよ。どなたがそれを盛んにやっておったかは、ちょっと私記憶は薄れていますが。いやいや知りません、私のはあんた、誰が言ったか知りませんけども、そやでそれはやっぱりそういうね、最初のときの議論で説明がされておるんで、やっぱりそれはね、きちんとやっぱりね、責任もってやっぱりね、これは現実に16年災害、水害のときにね、紅ヶ平だったか下地だったか、下地か、水源地がやられて、それで長島の人たちが古里へ水汲みに来ていたんですよ。

そういうこともあったんで、クルクルッと回すのかどうかということは、その辺の今後の防災対応の部分もあるんで、ひとつ理事者にお考えをお聞きしておきたいと思います。

#### 中本衛議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

ループ化につきましてはですね、確かに有効な手段の1つだと思います。そういった意味では、緊急遮断弁とかですね、水源地付けたりとか、いろいろ今、耐震化の問題とか、水道ビジョンというものをつくりまして、それに基づいてですね、そういった災害等にも強い水道づくり、皆さんに安定して安全で良質な水をですね、供給できるような仕組みをつくっておきたいと思います。

ただ、部分的に今のところはですね、古里・道瀬のそちらの部分は、また課長にしっかりと調べさせてですね、お答えをさせていただきたいと思いますんで、町としてはですね、これから大変大きなお金が、老朽化とか、そういったものも耐震化ございますので、そういったものも着実に進めていきたいとは思っております。

#### 中本衛議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

ちょっと、まだはっきりしてないんで、閉会までに、また議会のほうへ文書報告かなんか、議長お願いしておいてもらえませんか。

#### 中本衛議長

執行部、町長のほうに、その旨お伝えしておきますので、お願いします。

ほかに、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

---

## 日程第27～日程第28

**中本衛議長**

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第3号及び報告第4号の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めするため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**中本衛議長**

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、いろいろとご質疑、ご議論いただきましてありがとうございました。議案につきまして。2件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第4号 平成25年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

#### 中本衛議長

続いて、報告第3号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

#### 井谷哲財政課長

それでは、報告第3号について説明させていただきます。

議案書83ページをお願いします。

報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、法律第3条第1項の規定の地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うという規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上になると、財政の健全化や再生のための計画を策定しなければならないこととなっております。

84ページをご覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率でございますが、9.5%で、前年と比べまして0.2%の改善となっております。改善された要因といたしましては、地方債の償還が進み、前年度に対し地方債現在高が減少したことなどによるものでございます。参考に記載しております、早期健全化基準の25%と比べましても低い数字となっております。

次に、将来負担比率でございますが、3.2%で、前年度と比べまして14.8%の改善となっております。地方債現在高が減少したこと及び充当可能な基金が増加したことがその主な要因であり、早期健全化基準の定める50%と比べましても低い数字となっております。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

なお、85ページ、86ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

#### 中本衛議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

#### 久保健作水道課長

報告第4号について、ご説明させていただきます。

87ページをお願いいたします。

報告第4号 平成25年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成26年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

次のページの88ページをお願いいたします。

平成25年度紀北町公営企業会計における資金不足比率ですが、水道事業会計は、資金不足は発生しませんでした。

89ページからは監査委員の意見をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 中本衛議長

以上で、説明を終わり、質疑に入ります。

---

### 日程第27

#### 中本衛議長

日程第27 報告第3号 平成25年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第28

中本衛議長

次に、日程第28 報告第4号 平成25年度公営企業に係る資金不足比率の報告について議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

それではこれで、2件の報告案件については聞き置くこととします。

---

## 日程第29

中本衛議長

次に、日程第29 請願案件を議題とします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願5件をここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、定例会請願文書表を朗読させていただきます。

平成26年9月紀北町議会定例会

請願文書表

平成26年9月4日

種別 請願第3号

受理年月日 平成26年 8 月20日

件名 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願の趣旨

義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の債務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 直江和哉  
三重県紀北町校長会 会長 二村隆道  
三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰

すみません。請願趣旨のところで、国の債務と申しましたけども、国の責務としてという事で訂正願います。

紹介議員氏名 東貴雄議員、平野倅規議員、玉津充議員

付託委員会が、教育民生常任委員会となっております。

請願第4号 平成26年 8 月20日

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 直江和哉  
三重県紀北町校長会 会長 二村隆道  
三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰

紹介議員が、東貴雄議員、平野倅規議員、玉津充議員。

教育民生常任委員会となっております。

請願第5号 平成26年 8 月20日

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 直江和哉  
三重県紀北町校長会 会長 二村隆道  
三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰

紹介議員が、東貴雄議員、平野倅規議員、玉津充議員。

教育民生常任委員会の付託となっております。



続きまして、請願第6号 平成26年8月20日受付

防災対策の見直しや充実を求める請願書

子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたい。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 直江和哉

三重県紀北町校長会 会長 二村隆道

三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰

紹介議員が、東貴雄議員、平野倅規議員、玉津充議員。

付託先が教育民生常任委員会となっております。

続きまして、請願第7号 平成26年8月26日受付

免税軽油制度の継続を求める請願書

農林漁業の経営に大きく貢献してきた免税軽油制度の廃止期限が来年に迫っております。免税軽油制度の継続は、農林漁業はもちろんのこと、国民の暮らしと地域経済を守ることにつながりますので、意見書を政府関係機関に提出していただきたい。

農民運動三重県連合会 会長 川辺仁造

紹介議員が、中津畑正量議員、松永征也議員、平野倅規議員。

付託先が、産業建設常任委員会となっております。

以上でございます。

#### 中本衛議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告を申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

---

#### 中本衛議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で暫時休憩します。

(午後 4時 05分)

---

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 07分)

---

中本衛議長

訂正をお願いいたします。

私、日程第10 議案第47号の地域自治区のところを地域自治会の設置に関するとして読んでおりましたが、地域自治区の設置ということで訂正をお願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

私からも訂正のお願いでございます。

自治区の区の数ですね、数をですね、私 106と申し上げたんです。116と、22海山区のほうは合っているんですが、106を116と訂正をお願いします。

---

#### 日程の追加

中本衛議長

お諮りします。

ただいま、配付しました案件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## 追加日程第 1

### 中本衛議長

追加日程第 1 発議第 3 号 決算特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案 5 件を審査するため、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により、委員 7 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員 7 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定します。

---

## 決算特別委員会委員の指名

### 中本衛議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定します。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1 番	奥 村 仁 君	2 番	東 貴 雄 君
3 番	樋 口 泰 生 君	5 番	瀧 本 攻 君

8番 玉津 充 君 13番 平野 隆久 君

14番 中津畑 正量 君

の7人を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり、選任することに決定します。

---

#### 中本衛議長

特別委員会の委員が決定しましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長委員が行うことになります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

---

#### 中本衛議長

それでは、ここで、4時25分まで決算特別委員会を開催するため休憩します。

(午後 4時 10分)

---

#### 中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 25分)

---

## 中本衛議長

ただいまの互選の結果について報告します。

決算特別委員長に、玉津 充君

副委員長に、中津畑正量君が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしく願います。

---

## 委員会付託

### 中本衛議長

お諮りします。

本日議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、常任委員会の開催日につきましては、10日は、総務財政常任委員会、11日は、教育民生常任委員会、12日は、産業建設常任委員会の開催とします。

いずれも午前9時30分からの開催となります。また、決算特別委員会につきましては、明日の9月5日と9月8日を開催日といたします。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるよう、お願いいたします。

---

### 中本衛議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午後 4時 27分)



地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 東 貴雄

紀北町議会議員 樋口泰生